

第V編 コンセッション方式導入の検討

1. 本編のねらいと構成	1
1.1. 策定の経緯	1
1.2. 本編の構成	2
1.3. コンセッション方式の概要	3
1.3.1. コンセッション方式に係る制度の概要	3
1.3.2. コンセッション方式の導入により期待される効果	6
1) 水道事業者等にとっての効果	6
2) 水道の需要者にとっての効果	7
3) 民間企業にとっての効果	7
2. コンセッション方式における検討内容	9
2.1. コンセッション方式の導入における検討事項	10
2.1.1. 水道事業の経営主体	10
2.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項	12
1) 対象施設及び事業の範囲	12
2) リスク分担の考え方	18
3) 水道施設運営権の存続期間	28
4) 水道事業者等によるモニタリング	29
5) 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置	34
6) 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置	37
7) 水道施設運営権者の経常収支の概算	40
8) 契約終了時の措置	42
9) 水道施設運営権者の適格性	43
10) 利用料金	45
11) 水道の基盤の強化	50
12) 運営権対価	53
13) その他の検討すべき事項	56
2.1.3. 民間事業型における検討事項	61
1) 水道料金	61
2) その他の検討すべき事項	61
2.2. コンセッション方式の導入・実施手順	65
2.2.1. 地方公共団体事業型における導入・実施手順	65
1) 実施方針の策定、条例の制定及び公表	67
2) 特定事業の評価・選定、公表	73
3) 民間事業者の募集、評価、選定	74
4) 契約上の事務手続（実施契約の内容）	78
5) 事業実施期間中の留意事項	84
2.2.2. 民間事業型における導入・実施手順	89
(参考) 海外の水道事業における民間活用の状況等について	91

1. 本編のねらいと構成

1.1. 策定の経緯

本編は、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が、コンセッション方式を導入するにあたり、事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等について、実務的な解説を行うことを目的として策定したものである。

コンセッション方式（施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式）は、平成23年のPFI法改正により、水道施設を含め公共施設等の運営等に導入することが可能となった。また、平成30年12月には、水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の確実かつ安定的な運営のため、公の関与を強化し、最終的な給水責任を地方公共団体に残した上でコンセッション方式の導入を可能とする水道法改正が行われ、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業）に係る公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を民間事業者を設定できる仕組みが新たに導入された。

なお、本編は、「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」における検討を経て策定したものである。

表 V-1-1 水道施設運営等事業の実施に関する検討会 構成員

氏名	職名
足立 慎一郎	(株) 日本政策投資銀行地域企画部長 PPP/PFI 推進センター長
石井 晴夫 (座長)	東洋大学大学院経営学研究科客員教授
佐藤 裕弥	早稲田大学大学院准教授 早稲田大学大学院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員
高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
藤野 珠枝	主婦連合会住宅部
本多 裕孝	(公社) 日本水道協会水道技術総合研究所主席研究員
與三本 毅	(一社) 日本水道運営管理協会運営委員長

1.2. 本編の構成

本編の構成は以下のとおりである。

1. 本編のねらいと構成

コンセッション方式に係る制度の概要、コンセッション方式の導入により期待される効果等について記述した。

2. コンセッション方式における検討内容

2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

コンセッション方式を導入する場合に事前に検討すべきポイントについて記述した。

2.2 コンセッション方式の導入・実施手順

コンセッション方式を導入・実施するにあたり、必要となる手続等について示した。

1.3. コンセッション方式の概要

1.3.1. コンセッション方式に係る制度の概要

コンセッション方式は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式であり、公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供することを可能とするものである。

コンセッション方式は、平成23年のPFI法改正により、水道施設を含め公共施設等の運営等に対して導入することが可能となった。同法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）においては、「事業を運営するには、各事業法に基づく許可等を受けることが必要」とされており、水道事業等においてコンセッション方式を導入する場合は、経営主体を水道事業等の運営等を行おうとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた。すなわち、水道施設の全部の運営等を公共施設等運営権者が行うこととし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可を取得する場合には、それまで水道事業を運営していた地方公共団体は水道事業の廃止の許可を受けることとされた（民間事業型）（図V-1-1）。

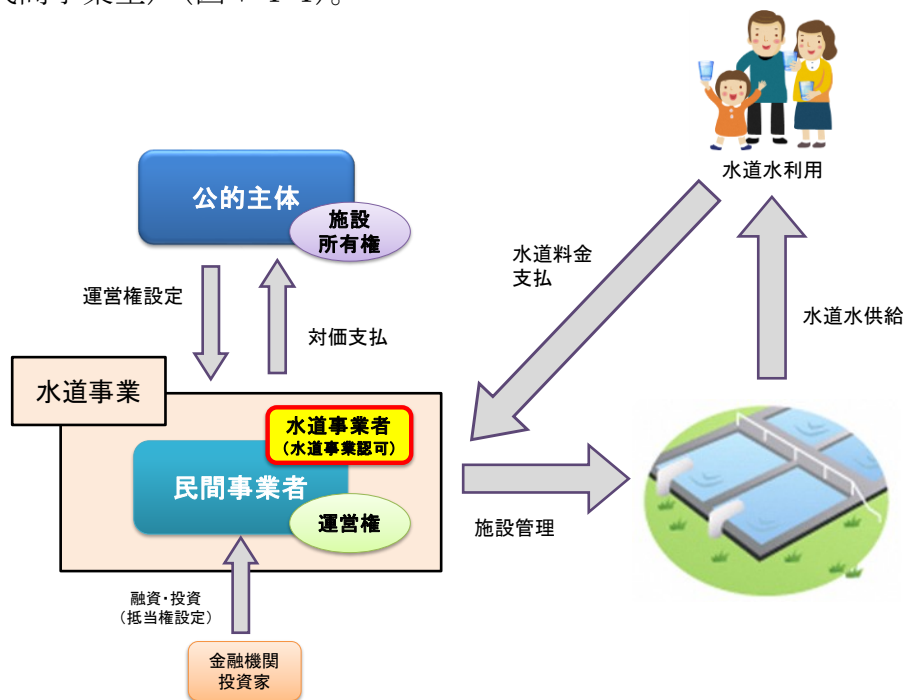


図 V-1-1 水道事業における公共施設等運営権制度（民間事業型）の概念図

第V編 コンセッション導入の検討

1 本編のねらいと構成

1.3 コンセッション方式の概要

その後、いくつかの地方公共団体において水道事業等へのコンセッション方式の導入のための検討が進められたが、導入には至らなかった。そのような中で、平成30年12月には、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、最終的な給水責任を地方公共団体に残した上でコンセッション方式の導入を可能とする水道法改正が行われ、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みが新たに導入された（地方公共団体事業型）（図V-1-2）。

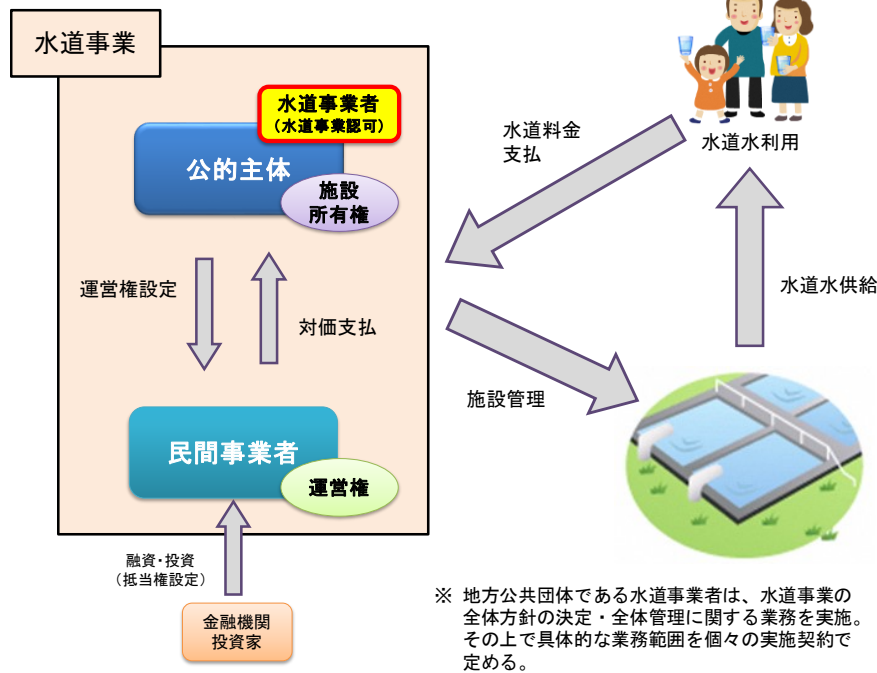


図 V-1-2 水道事業における公共施設等運営権制度（地方公共団体事業型）の概念図

コンセッション方式は、地方公共団体が公共施設等の所有権を有したままで予め定めた条件の下で民間事業者に運営を任せて効率化を図るものであり、いわゆる民営化とは異なる。特に、平成30年の水道法改正に基づき水道事業等にコンセッション方式を導入する場合は、水道法に基づく認可を受け、住民等に対する最終的な給水責任を負う主体は地方公共団体のままであり、経営方針など水道事業全体に関わる方針決定や住民等との給水契約の締結等は引き続き地方公共団体が実施することとなる。その上で、個々の公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）によって水道施設運営権者*が実施する業務内容を個別具体的に定め、議会の議決や厚生労働大臣の許可を経た上で、モニタリング等により運営権者の業務の実施状況を監視・監督しながら事業を実施するものであり、水道事業の民営化や、事業の運営権の売却を行うものではない。

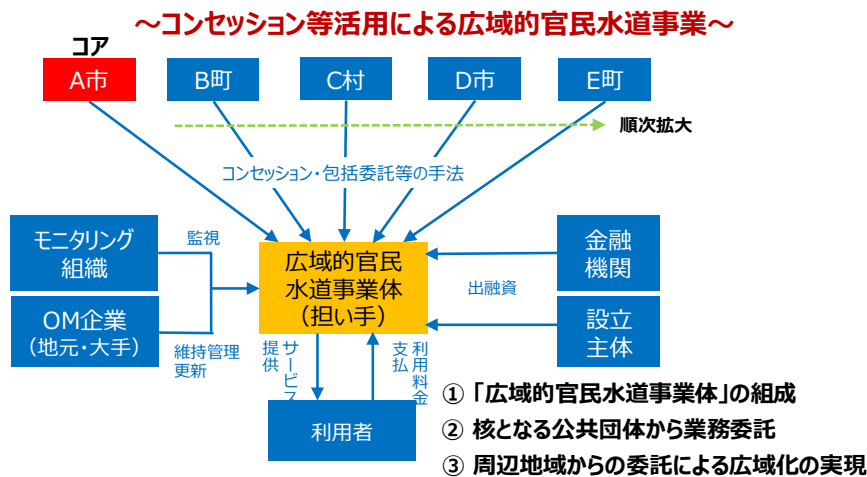
※水道施設運営等事業においては、水道施設運営権を有する者を水道施設運営権者という。

第V編 コンセッション導入の検討

1 本編のねらいと構成

1.3 コンセッション方式の概要

コンセッション方式は、VFM(Value For Money)で導入の効果を評価し、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものである。また、コンセッション方式は、必ずしも独立採算型（施設・サービスの利用者が利用料金を民間事業者を支払うことで、事業費を賄う方式）で行うものではなく、サービス購入型（公的主体がサービス購入料を民間事業者を支払うことで、事業費を賄う方式）と組み合わせる混合型の事業により実施することも考えられる。このため、経営基盤が脆弱で独立採算による事業運営が難しい小規模な水道事業者等においても、事業の効率化を図る手段としてコンセッション方式を導入できる可能性がある。例えば、地域の中核となるような比較的規模の大きい水道事業者等の運営管理業務を受託している民間事業者が、周辺の複数の小規模な水道事業者等の業務をコンセッション方式等により受託することにより、規模の経済を働かせつつ、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用して、地域の水道事業の基盤強化を進める方法等も提案されている（図V-1-3）。



（出典）経済・財政一体改革推進委員会 第3回 評価・分析ワーキング・グループ（平成29年4月17日）資料1 「わが国水道事業の現状・課題・将来予測と今後のソリューションの方向性（日本政策投資銀行）」より引用

図V-1-3 官民連携を通じた実質的広域化スキーム ～イメージ～

〔参考〕コンセッション方式に関するPFI法の主な改正の過程

改正法成立日	改正法	主な内容等
平成23年6月1日	法律第57号	公共施設等運営権の設定が可能となる等
平成25年6月12日	法律第34号	（株）民間資金等活用事業推進機構の目的等について規定
平成27年9月18日	法律第71号	専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度の創設等
平成30年6月20日	法律第60号	公共施設等の管理者及び民間事業者に対する国の支援機能の強化、水道事業等に関し地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る補償金の免除に係る措置等について規定

1.3.2. コンセッション方式の導入により期待される効果

コンセッション方式を導入することにより、民間企業の技術経営ノウハウ及び人材の活用を通じて、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道の基盤の強化に資することが期待される。

1) 水道事業者等にとっての効果

(1) 事業運営の改善

水道施設の更新工事等を公共調達の枠組みで事業発注する場合は、一般競争入札による調達の原則（地方自治法第234条）や予算単年度主義（地方公営企業法第24条）等の規定が存在するため、一般的には、公共調達は、民間調達よりも発注にかかる時間・事務工数が大きくなる。コンセッション方式においては、水道事業者等が民間事業者と個別に維持管理等の業務を契約するのではなく、公共施設等運営権者が発注及び契約をすることになるため、長期・一括発注による事業コストの削減・工期短縮が期待できる。

また、公共施設等運営権者が、当該公共施設等運営事業以外にも広域的に水道関連事業に従事している場合等は、薬品や資機材の一括調達等によるコスト削減が期待される。

さらに、最先端のICT等の技術による質の高いサービスの向上、企画調整から維持管理・更新工事等まで一体的に事業範囲を設定することによる浄水場の設備等のライフサイクルコストを踏まえた効率化等、民間事業者に固有の強みを活かした提案をさせることにより、民間事業者の技術や経営ノウハウを活用した事業運営の改善が図られることなどが考えられる。

(2) 人材確保・育成、技術の承継

水道事業等に携わる地方公共団体の職員の高齢化や減少が進み、技術の承継が困難となる水道事業者等が増えている中で、民間事業者と連携した人材確保・育成・技術の継承が期待される。

(3) 財政負担の軽減

水道事業者等は、地方債等の調達により水道施設の更新工事等の事業を実施しているが、コンセッション方式では、民間資金を活用して事業を実施することとなる。また、コンセッション方式では、水道事業者等は、公共施設等運営権者から運営権対価を徴収することができる。これらのことから、水道事業者等にとっては、起債額を削減できる等の効果が考えられる。また、これに伴い、事業に係る資金繰りのリスクを公共施設等運営権者に移転することができ、また、一般的に公共施設等運営権者は金融機関等から必要な資金を調達することから、対象事業の継続性・採算

性に関する当該金融機関等からのモニタリング機能が加わることも期待できる。

なお、平成30年のPFI法改正により、時限的に地方債の繰上償還に係る補償金の免除措置が講じられている。

2) 水道の需要者にとっての効果

水道の需要者にとっては、民間調達による工期短縮等による施設更新の加速化や最先端のICT等の技術の活用による漏水量の低減等により、より質が高く、将来にわたって安定的な水道サービスを楽しむことが期待される。

また、我が国の水道は、水道施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、今後、水道料金が上昇することが見込まれているが、事業運営の改善等によるコスト削減を通じて、水道料金の上昇幅が低減され、水道の需要者の負担が軽減することが期待される。

3) 民間企業にとっての効果

(1) 事業運営についての裁量の拡大等

従来、地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者が実施することから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなる。また、水道施設の運営に関する業務を一体的に民間事業者が実施すること及び性能発注方式が採用されることで、民間事業者の裁量が拡大し、より効率的な事業の実施が可能となる。

(2) 人材確保・育成、技術の承継

一般的にコンセッション方式は、従来の民間委託に比べ、契約が長期間になることから、地域の人材の確保・育成、技術の承継の円滑化につながる。

(3) 資金調達の円滑化

公共施設等運営権は、PFI法第25条の規定により、みなし物権として運営権自体への抵当権が設定できる。これにより、公共施設等運営権者における円滑な資金調達が可能となることが期待される。

一方で、コンセッション方式の導入について、水道水の安全性の確保、水道料金の高騰、民間事業者への適切な監督、災害時の適切な対応等について懸念する意見もある。コンセッション方式の導入を検討するにあたっては、本編に沿って検討を進めることにより、懸念への対応を明らかにし、事業の意義等を丁寧に地域住民に説明し、理解を得ながら進めていくことが重要である。水道施設運営等事業に基づく基本的な対応は以下のとおりである。

(ア)水道水の安全性の確保

地方公共団体が、PFI法に基づき、「実施方針」と民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めることにより、水道水の安全性を確保する。さらに、水道施設運営等事業においては、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する。

(イ)水道料金の高騰

地方公共団体が、PFI法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定し、民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができない。これに加え、水道施設運営等事業においては、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する。

(ウ)民間事業者への適切な監督

地方公共団体が、PFI法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求する。これに加え、水道施設運営等事業においては、厚生労働大臣が地方公共団体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働大臣が直接、報告徴収・立入検査する。

(エ)災害時の適切な対応

水道施設運営等事業においては、水道事業者等は地方公共団体のままで、これまでと変わらず、災害時の対応も、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施する。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われる。

災害時の対応をどこまで民間事業者に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定める。民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方公共団体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる。厚生労働大臣は、地方公共団体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可する。

2. コンセッション方式における検討内容

ここでは、水道事業等にコンセッション方式を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。

なお、内閣府は、『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』をはじめとする6つのガイドラインの策定及び改訂を行っている（表V-2-1）。これらは基本的に、国がPFI事業を実施する際の実務上の指針として策定したものであるが、水道事業者等がコンセッション方式の導入について検討する際にも参考となりうるものである。

表V-2-1 PFIに関連するガイドライン

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成25年6月7日改訂）
PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成25年6月7日改訂）
VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成25年6月7日改訂）
契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－（平成25年6月7日改訂）
モニタリングに関するガイドライン（平成25年6月7日改訂）
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成30年10月18日改訂）

2.1. コンセッション方式の導入における検討事項

2.1.1. 水道事業の経営主体

コンセッション方式を導入する場合、以下の2つの方法が実施可能である。

1. 経営主体を当該地方公共団体のままとし、水道施設の全部又は一部の運営等を当該地方公共団体以外の水道施設運営権者に行わせる方法。地方公共団体である水道事業者等が、水道法に基づく厚生労働大臣の許可の申請手続を行う（地方公共団体事業型）。
2. 経営主体を地方公共団体以外の公共施設等運営権者とし、水道施設の全部の運営等を公共施設等運営権者が行う方法。事業を引き継ぐ公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業等の経営認可の申請手続を行うとともに当該地方公共団体は事業の廃止許可の手続を行う（民間事業型）。

平成23年にPFI法が改正され、同法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することが可能となった。また、同法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）において、「事業を経営するには、各事業法に基づく許可等を受けることが必要」とされた。

コンセッション方式については、公共施設等運営権者は条例で定められた範囲内において自らが設定した利用料金を自らの収入として収受し、それを自己資金として事業を実施することになることから、公共施設等運営権者は、水道法上、水道事業等の経営そのものを担うものと解される。そのため、公共施設等運営権者が、地方公共団体から事業を引き継ぐ形で、厚生労働大臣又は都道府県知事に対して水道事業等の経営認可の申請を行うことにより、コンセッション方式を導入することができた（民間事業型）。この場合、当該地方公共団体は、それまで認可を受けていた水道事業の廃止の許可を受ける必要がある。

一方、事業の確実かつ安定的な運営のため、最終的な給水責任は地方公共団体に残した上でコンセッション制度の導入を可能としてほしいとの要望があり、平成30年に水道法が改正され、公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を導入することが可能となった（地方公共団体事業型）。この場合、水道事業者等が、水道事業等の全体方針の決定・全体管理を実施し、水道施設運営権者に実施させる業務を実施契約に定めることとなる。また、水道事業者等は、水道施設運営等事業の実施計画書等を作成し、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。

以下、2.1.2において地方公共団体事業型、2.1.3において民間事業型についての検討事項について解説する。

第V編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

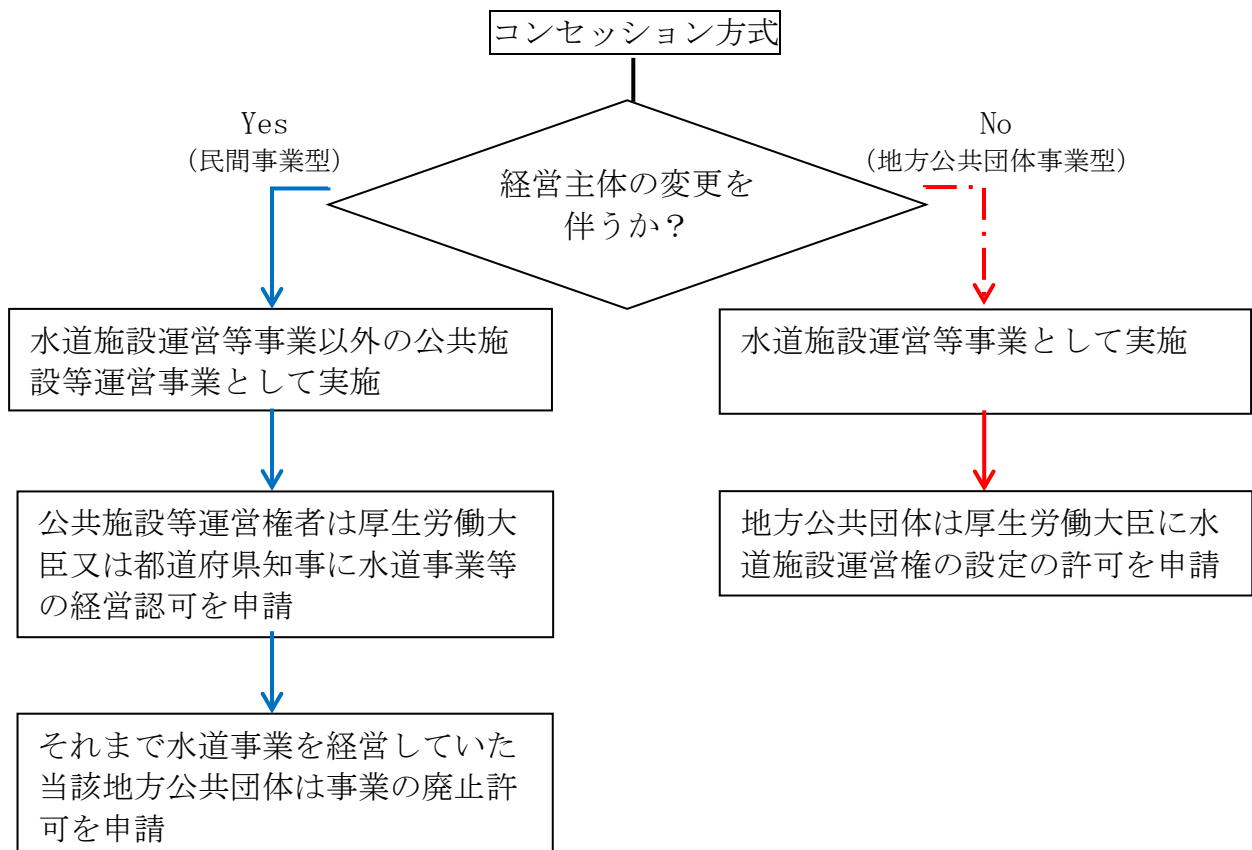


図 V-2-1 水道事業等の経営主体ごとの分類

2.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項

地方公共団体事業型においては、地方公共団体である水道事業者等は、許可申請の手続の詳細に関して定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」に定められた事項など、以下の事項について、あらかじめ事業の詳細を検討する必要がある。

1) 対象施設及び事業の範囲

水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、水道施設運営権を設定しようとするPFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者等の責任分担が明確にされていること（省令第17条の11第1項第1号）。

〔解説〕

水道施設運営等事業においては、地方公共団体である水道事業者等は、これまでと同様、水道事業等の経営の認可を有する者として、水道事業等の最終的な責任を負うこととなる。このため、経営方針の決定や国庫補助等の申請等の水道事業等の全体方針の決定・全体管理に関する業務は、水道事業者等が自ら実施する必要がある。

また、水道法第24条の8第2項により、水道施設運営権者に適用することができる法定事項が定められている。

第12条	技術者による布設工事の監督
第13条第1項	給水開始前の届出及び検査 ※水質検査・施設検査の実施に係る部分に限る
第13条第2項	給水開始前検査の記録の作成・保存
第17条	給水装置の検査
第20条	水質検査
第21条	健康診断
第22条	衛生上の措置
第22条の2	水道施設の維持及び修繕
第22条の3	水道施設台帳
第22条の4	水道施設の計画的な更新等
第23条第1項	給水の緊急停止
第25条の9	給水装置工事主任技術者の立会い

さらに、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成30年10月18日内閣府作成）では、公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるため、新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものは実施することができないこととされている。（V-16・V-17参照）

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

その上で、水道施設運営権者が実施する具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。



図 V-2-2 水道施設運営権者が実施可能な業務

一方、水道事業等に関する業務の適切な遂行を確保するため、水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定されており、水道事業者等と水道施設運営権者の業務（水道法の法定事項を含む）に係る責任の範囲が明確となっていることが必要である。

また、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施（兼業）することによって、水道施設運営権者の経営状況が悪化し、公共サービスの提供に悪影響を及ぼすことのないよう措置する必要がある。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) 水道施設運営権者が実施可能な業務

水道事業者等が自ら実施する必要がある業務を水道施設運営権者の業務に含めていないこと。

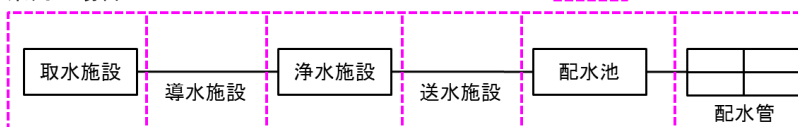
(2) 水道施設の運営等

- ① 水道施設の運営等については、技術上の観点から一体として行わなければならない業務は、その全部を一の者が実施すること。具体的には、対象施設の最小範囲を、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲とし、水道事業者等と水道施設運営権者の施設の境界における水量・水質等を適切に測定・監視することで水道事業者等及び水道施設運営権者の責任の範囲が明確になっていること。

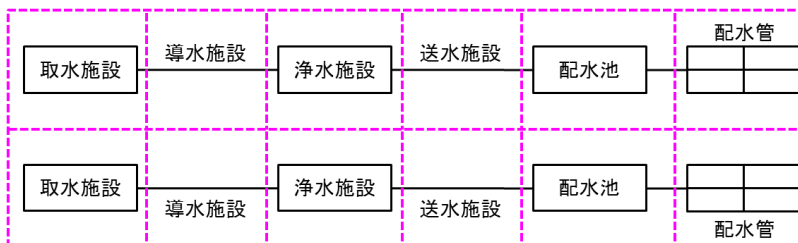
第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

- ② 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地を明らかにする地図により、水道事業者等が所有する施設全体に対して、水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地が確認できること。
- ③ 許可申請時において、水道施設運営権者による水道施設の増改築が予定されている場合は、その施設の位置・規模・所有権の帰属、増改築の時期・実施主体が明確になっていること。
- なお、予定が明確でない増改築については、施設の規模、実施主体、所有権の帰属に関する水道事業者等と水道施設運営権者の間の協議方法が明確になっていること。
- ④ モニタリングの結果等から要求水準への不適合や実施契約に反する事態が明らかになった場合の原因の調査、指導、勧告及び命令等の措置の枠組みが定められていること。また、モニタリングの結果や実施契約の内容等について、水道事業者等と運営権者の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く等の調整を図る仕組みが定められていること。

①単一系列の場合 : 最小対象施設範囲

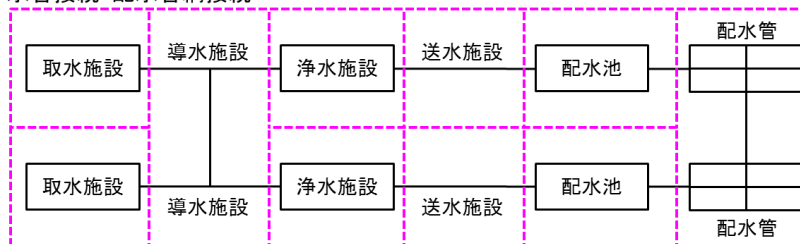


②独立の複数系統の場合



③系列が接続されている場合

ア) 導水管接続・配水管網接続



イ) 導水管が接続・配水管網が接続されているが遮断が可能

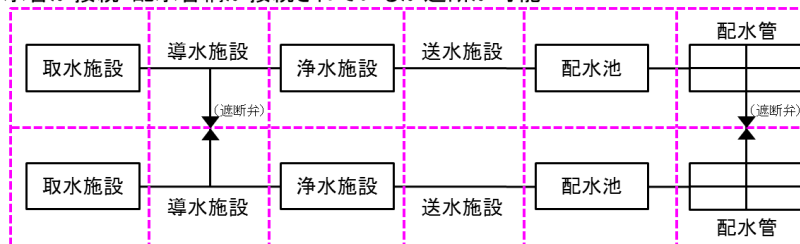


図 V-2-3 対象となる水道施設の最小範囲の考え方

(3) 給水装置の管理

給水装置の管理に関する技術上の業務は需要者と直接関わるものであり、これに複数の者が関係することは需要者のサービスの公平性に影響を与えかねないため、給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部（設計審査から竣工検査、使用中の検査までのすべて）を一の者が実施すること。

(4) 水質検査

水道法第 20 条に基づく水質検査については、水道により供給される水が水道法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものである。供給される水の水質は水道施設の管理全体の結果であることから、水道施設の全部の管理に関する技術上の業務を水道施設運営権者に行わせようとする場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として水道法第 20 条に基づく水質検査の業務を水道施設運営権者に行わせることが可能であること。

(5) 兼業

水道施設運営権者が水道施設運営等事業以外の事業を実施（兼業）する場合の措置として以下の事項を定めていること。

- ① 事前に水道事業者等の承諾を得ることとしていること。
- ② 当該事業が水道施設運営権者の経営に与える影響を可視化するため、水道施設運営等事業と区分して経理を管理すること。
- ③ 水道事業者等が当該事業の実施状況についてモニタリングするため、水道施設運営権者が、水道事業者等に対し、当該事業の実施に係る計画書及び報告書を提出することとされていること。

〔参考〕新設工事及び施設等の全面除却を伴う再整備の考え方

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（以下「運営権ガイドライン」という。）によれば、公共施設等運営事業（以下「運営事業」という。）は管理者等が所有権を有する公共施設等について「運営等」（「運営」及び「維持管理」等）を行うものであり、「建設」及び「改修」は含まれていない。

これは、運営権ガイドラインによれば、「運営事業を実施する権利である運営権が、公共施設等の所有権から公共施設等を運営し、収益する権利を切り出したみなし物権であり、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるため」とされる。

運営権ガイドラインによれば、「運営事業に含まれない「建設」及び「改修」とは、新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものを指す」とされる。

一方、運営権ガイドラインによれば、「「維持管理」は、いわゆる新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）を指す」とされる。「運営事業に「改修」が含まれていないのは、所有権がそもそも消滅する施設等の全面除却を伴う再整備を除外する趣旨である」とされている。

運営権ガイドラインによれば、「建物の増改築の場合、所有権の目的としての同一性は、増改築されたものが従前の建物の構成部分として付加する程度のものか、その程度を超えて別個の建物の建築として見られるべきかによって決せられる」とされている。したがって、施設の運営のため必要な一定の範囲において、施設の増改築部分にも既存の運営権を及ぼすことはPFI法上許容されていると解される。

どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的には管理者等が個別に判断すべき事項と考えられるが、運営権ガイドラインでは、「水道施設の総体に運営権を設定した際、管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能であると考えられる」とされている。

よって、水道事業等においては、「A市水道事業が所有する水道施設一式」及び「B市水道事業が所有する浄水施設一式」等の形で水道施設の総体として運営権設定を行った場合には、更新はもちろん管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能である。

また、管路の新規布設などについては、当該部分のみを見て新設と捉えることも考えられるが、管路施設総体からみれば施設の増設と捉えることができ、管網として面的あるいは線的な一体施設として初めて機能を発揮するという水道施設の特性に鑑みれば、当該部分についても運営権を及ぼすことが可能と解される。施設の除却についても、例えば需要減少や管路整備等に伴う給水区域の整理等によりポンプ場を廃止

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

する場合、ポンプ場単体としてみれば全面除却と捉えることも考えられるが、運営権の対象となる水道施設総体として考えた場合には一部施設の除却であり、運営権の同一性は保たれると解される。

2) リスク分担の考え方

1. 水道施設運営等事業に係るリスクについては、事業内容や事業期間を踏まえて、事前に幅広く把握・分析し、水道事業者等と水道施設運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべきである。
2. リスク分担の検討に当たっては、下記に留意すべきである。
 - (1) リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即してその内容を評価すること
 - (2) どこまでを運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該事業の収益性や運営の自由度等与えられた運営条件の全体の枠組みにより、相対的に決定されること
 - (3) リスクを低減させる取組に留意し、必要な対策を講じること

〔解説〕

1. について

水道施設運営等事業に係るリスクについては、事業内容や事業期間を踏まえて、事前に幅広く把握・分析し、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、水道事業者等と水道施設運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべきである。その上で、業務要求水準書、実施契約書等において、取り決めることが必要である。

実施契約書等の締結の時点では、水道施設運営等事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出又は事業から得られる収入が影響を受けることがある。当該事業の実施に当たり、実施契約書等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施を確保する上で、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実に必要なとなると見込まれることがある。このため、水道事業者等と運営権者は、リスク認識を協働で行った上で、実施契約書等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担の他、対応者、対応手順等について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要である。これにより、潜在的なリスクを管理することができ、水道事業等の経営の改善や公共サービスの改善等、事業遂行の確実性が高まることにつながる。

2. について

リスク分担の検討に当たっては、

- ・ リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即してその内容を評価すること。
- ・ どこまでを水道施設運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該事業の収益性や運営の自由度等与えられた運営条件の全体の枠組みにより、相対的に決定されること。
- ・ リスクを低減させる取組に留意し、必要な対策を講じること。

に留意すべきである。

すなわち、当該事業自体に収益性があり、かつ、運営の自由度が高ければ、水道施設運営権者はより多くのリスクをとることが可能となる。運営の自由度とは、料金設定及び投資判断の自由度をいい、利用料金の上限や設定の枠組み、要求水準（性能発注による創意工夫の余地、要求水準自体の高さ等）、事業に含まれる業務範囲・事業期間の長さ等の事業実施のための条件により決まるものである。

また、運営権者が負担することとされたリスクは、運営権者の資金調達、運営権対価の算定に影響することにも留意する必要がある。

水道におけるリスク分担を考えるにあたっては、水道事業等は公共性が高く、安定した安心・安全な水道による給水の継続が強く求められることを前提に、「リスクを最もよく管理することが可能な者がリスクを分担する」との考え方の下、事業の範囲や特性に応じて、仮にリスクが顕在化した場合の帰責性に加え、リスク対応コストの最小化が図られるか、リスク発現時に円滑な対処が可能かについて留意する。

これらを踏まえ、水道施設運営権者が、実施可能な業務を全て実施することを前提に、リスク分担の整理の一例を別表に整理した。

運営の自由度が制限的である場合とは、料金の設定に関する自由度があまりなく、大がかりな設備投資やリスクに対応するコストを転嫁するための料金改定には条例改正手続を要することが基本である場合を想定している。

運営の自由度が高い場合とは、完全民営水道のように、総括原価主義を満たすよう必要なコストを料金に転嫁することができ、給水区域等の全体の事業計画に反しない限り、設備投資に関する自由度も最大である場合を想定している。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

リスク分担を決定するその他の要素として、地方公共団体である水道事業者等が、運営権者にどのような運営事業を望むかという点を考慮すべきである。例えば、水道施設運営等事業の安定性を高め、より多くの運営権対価による水道事業会計の財政負担の軽減や選定プロセスへのより多くの民間事業者の参加を求める場合は、政策的に水道施設運営権者のリスクの分担を低減した契約とすることが考えられ、一方、自立性を持った民営水道に近い運営を望む場合は、運営の自由度を確保して、相応のリスクの負担を求めることが考えられる。

また、リスク分担の検討と併せて、以下のようなリスクを低減させるための取組についても十分留意し、必要な対策を講じることが重要である。

- ・ 水道施設台帳や運転管理状況、維持・修繕状況、漏水・濁水・水質事故等の発生状況、将来の水需要予測等に関する情報を適切に開示すること。特に地中に埋設されている施設（管路等）については、施設の瑕疵リスクを十分に想定することが困難であること等を踏まえ、デューディリジェンス（資産評価）等により施設の健全度を可能な限り明らかにすること。
- ・ 法令や税制変更への対処法について、早い段階から官民のコミュニケーションを図ること。
- ・ 事業者選定プロセスにおける官民対話を活用すること。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

(別表) 水道事業等のリスク分担の整理例 (※)

- ◎ : 分担する
- : 主に分担する
- △ : 水道施設運営権者の運営の自由度等に応じて分担する
 (水道施設運営権者の運営の自由度が高い場合には水道施設運営権者、制限的である場合には水道事業者等が分担することが考えられる)

(※) リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即してその内容を評価すること、どこまでを水道施設運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該事業の収益性や運営の自由度等与えられた運営条件の全体の枠組みにより、相対的に決定されること、等に留意が必要であり、以下はあくまで整理の一例である。

1. 共通

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		水道事業者等	水道施設運営権者
不可抗力	自然災害、人為的事象（テロ、戦争、暴動等）、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの（通常予見可能なものを除く）のうち、水道施設運営権者の合理的な経営努力を以てカバーすることができないもの	○	△
	上記以外	△	○
法令変更	水道施設運営権者にのみ適用される法令・通知等の変更であって、水道施設運営権者に不当な影響を及ぼすもの	◎	
	上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更	△	△
	水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更		◎
税制変更	水道施設運営権者にのみ適用される税制の変更であって、水道施設運営権者に不当な影響を及ぼすもの	◎	
	上記以外で水道事業等に直接関係する税制の変更 (例) 水道施設利用料金にかかる消費税率の変更	△	△

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

	固定資産税の変更	◎		施設を所有するのは水道事業者等であり、通常は水道施設運営権者が固定資産を有することは想定されない。
	水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入 (例) 法人税率の変更、水道施設運営権者の利益に課される税制の変更		◎	
	仕様・要求水準等に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害 (例) 騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等	△	△	当該リスクを回避するためには、当該事業自体を取りやめるか、要求水準を変更するほかなく、当該リスクを最もよく管理できるのは水道事業者等であるが、開示される情報量、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を決めるべきである。 ※水道事業者等がリスクを負う場合、要求水準書等により、リスク低減の工夫を水道施設運営権者に求める必要がある。*2
第三者損害 (施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く。)	施設の存在そのもの又は要求水準に従った運転管理により近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害 (例) 騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等	△	△	当該リスクを回避するためには、当該施設の撤去又は事業からの撤退等が必要であり、当該リスクを最も良く管理できるのは水道事業者等であるが、開示される情報量、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を決めるべきである。 ※水道事業者等がリスクを負う場合、要求水準書等により、リスク低減の工夫を水道施設運営権者に求める必要がある。
	任意事業等のため水道施設運営権者が建設した施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害		◎	水道施設運営権者の実施した業務・事業に起因して第三者に及ぼした損害は水道施設運営権者が負担するのが原則。
	水道施設運営権者が行う改築更新工事や維持管理に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的破損、事業期間の変更等		◎	水道施設運営権者の業務実施において第三者に及ぼした損害は水道施設運営権者が負担するのが原則。
	水道施設運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為		◎	水道施設運営権者の業務実施において第三者に及ぼした損害は水道施設運営権者が負担するのが原則。
住民 (水道利用者)との関係	水道事業等を水道施設運営権者が実施するという事実により生ずる避けることのできない反対運動や訴訟等	◎		当該リスクを回避するためには、当該事業自体を取りやめるほかなく、当該リスクを最も良く管理できるのは水道事業者等であるため。
	水道施設運営権者の提供するサービス内容(=水道水の供給)に起因して発生する反対運動や訴訟等	△	○	

第V編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

金利・為替変動	金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加するリスク	通常想定される金利・為替変動	◎	通常想定される（実施契約において定めた範囲内の）金利・為替変動は水道施設運営権者が負担する。
		上記以外の著しい金利・為替変動	◎	両者で合意した「著しい金利・為替変動」が生じた場合、水道施設運営権者から水道利用料金の見直しの協議の申出ができる旨を契約に規定することが考えられる。
物価変動	物価変動によるコストの増加	通常想定される物価変動	◎	通常想定される（実施契約において定めた範囲内の）物価変動は水道施設運営権者が負担する。
		上記以外の著しい物価変動	◎	両者で合意した「著しい物価変動」が生じた場合、水道施設運営権者から臨時的な料金見直しの協議の申出ができる旨を契約に規定することが考えられる。
許認可	事業実施のために必要な許認可の取得の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更	水道事業者等に帰責性がある場合	◎	例としては、水道法の事業（変更）認可・河川法の水利権許可・河川工作物の設置許可、廃棄物処理法の事業許可等に係るリスクである。
		水道施設運営権者に帰責性がある場合	◎	
資金調達	水道施設運営権者による資金調達の失敗		◎	水道施設運営権者に帰責性があるため。
計画・設計・仕様変更	水道事業者等側の要請、他事業との調整や住民要望に応えるための事業計画等の変更起因する収益の減少、工事の遅延・追加工事、事業内容の追加等による費用の発生	事業内容、用途の変更等水道事業者等（地方公共団体）側の事由により計画等が変更となるもの	◎	事業内容、用途の変更等水道事業者等（地方公共団体）側の事由により計画等が変更となる場合は、水道事業者等が負担することが原則。
		上記のうち、道路の拡張、移動等に伴う管路の移設など、計画変更が通常予測されるもの	◎	計画変更が通常予測されるものについては、水道施設運営権者が負担。
	水道施設運営権者の提案する改築等の計画の変更		◎	水道施設運営権者の事由による変更は、水道施設運営権者が負担。
業務中断・不能	水道施設運営権者の業務中断・遂行不能	水道事業者等側の帰責によるもの	◎	水道事業者等側の事由による場合は水道事業者等が負担。
		上記以外の業務遂行中断・遂行不能 （例）施設の操作ミス等による給水停止、減・濁水発生	◎	水道施設運営権者側、第三者帰責の場合は、水道施設運営権者が負担。
料金不払	利用料金不払いによる減収		◎	水道施設運営権者が負担。

*1 日本水道協会が会員向けに取り扱う水道保険では、地震、噴火、津波、戦争、暴動等による損害は免責。

*2 契約時には不確定要素が多く、仕様・要求水準に全ての条件を示すことが難しい場合は、数年毎の事業計画の承認時に詳細のリスク分担を確定させることが考えられる。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

2. 維持管理

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担		
			水道事業者等	水道施設運営権者	
水量の変動	新たな水源開発を必要とする原水の恒常的不足		○	△	契約時に想定されなかった原水の恒常的な不足に対応するための費用は水道事業者等が負担。
	受水している水道用水の供給停止、供給能力低下	バックアップの水源で対応可能なもの		◎	バックアップの水源で対応可能な場合は水道施設運営権者が負担。
		バックアップを超える用水が必要なもの	○	△	バックアップを超える用水が必要な場合は水道事業者等が負担。
	夏場などの一時的な水量の不足	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定される範囲のもの		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担することが原則。通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合などは水道事業者等の負担とすることも考えられる。
		上記以外	○	△	水道施設運営権者の合理的な経営努力を以てカバーすることができないものは水道事業者等が負担。
需要の変動	人口減少・節水による水需要の減少による水道施設利用料金収入の減少	長期の需要予測によりあらかじめ想定された範囲		◎	長期の需要予測によりあらかじめ想定された範囲については水道施設運営権者が負担。
		上記以外の著しい水需要の減少	○	△	想定を超える減少については、協議とすることを契約に規定することが考えられる。
	水需要の増加によるコストの増加			◎	需要増により、利用料金収入も増加するため、水道施設運営権者が負担。 例外的に、利用料金収入によっても水需要の増加に伴うコスト増を吸収できないような場合は、協議とすることを契約に規定することが考えられる。
水質の変動	恒常的な原水水質の変化	要求水準書等であらかじめ定められた範囲のもの		◎	要求水準書等であらかじめ定められた範囲で対応可能な原水水質の変化は、水道施設運営権者が負担。
		既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となるもの	△	△	既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる恒常的な水質の変化は、与えられた運営の自由度の条件等により、水道施設運営権者にリスク分担を求めることも考えられる。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

	一時的な原水水質の変化 (例) 大雨等による濁度の上昇、工場排水等第三者による水質悪化		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担することが原則。 通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合などは水道事業者等の負担とすることも考えられる。
電力	電力の供給停止、供給能力低下	バックアップにより通常対応可能と考えられるもの	◎	バックアップにより通常対応可能と考えられる場合は水道施設運営権者が負担することが原則。 燃料費など過大な費用負担が発生する場合、水道事業者等の負担とすることも考えられる。
		バックアップで対応不可能なもの	○ △	バックアップで対応不可能な場合は水道事業者等が負担。
薬品関係	薬品関係の供給停止、供給能力低下		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担するのが原則。
発生土	発生土の量、品質の変化に伴う処分費用の増加		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担するのが原則。
設備系の損傷	水道施設運営権者による設備系の損傷		◎	
	水道事業者等の業務遂行に起因する設備系の損傷		◎	
	上記以外の設備系の損傷		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担するのが原則。
設備系の瑕疵	デューディリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な設備系の突発的な故障による修繕費及び第三者への補償	一定期間内	○ △	事業開始から一定期間内の設備系の突発修繕は過去の水道事業者等の維持管理・運転によるところが大きいと考えられるため、水道事業者等が負担するのが原則であるが、開示される情報量等により、リスク分担を決定すべきである。 ^{*3}
		一定期間経過後	◎	事業開始から一定期間経過後の設備系の突発修繕は水道施設運営権者の維持管理・運転によるところが大きいいため、水道施設運営権者が負担することが原則。
施設系の損傷	施設系の損傷	水道施設運営権者によるもの	◎	
		水道事業者等の業務遂行に起因するもの	◎	
		第三者によるもの (例) 第三者が水道以外の工事中に誤って管路を破損	◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担することが原則である。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

施設の瑕疵	老朽化等により生じる施設の損壊及び漏水・濁水並びにこれらに起因する第三者への補償、追加的な更新需要への対応	デューデリジェンスや現地調査の結果想定されるもの	◎	あらかじめ想定された件数・頻度の事故については、水道施設運営権者が負担する。
		デューデリジェンスや現地調査では想定することが困難なもの	△ △	事業開始から一定期間内の施設の瑕疵は過去の水道事業者等の維持管理によるところが大きいと考えられるため、水道事業者等が負担することが考えられるが、開示される情報量（水道事業者等が維持管理に用いている施設の耐用年数の目安を含む。）、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を決めるべきである。 事業開始から一定期間経過後の施設の瑕疵は、水道施設運営権者の維持管理によるところが大きい ため、水道施設運営権者が負担することが原則である。 ただし、地中に埋設されている施設（管路等）について、開示される情報が不十分で瑕疵のリスクを十分に想定することが困難な場合は、一定期間経過後も一定額を超えるものについて、水道事業者等の負担とすることが考えられる。 ※この場合、要求水準書等により、漏水事故の抑制の取組を水道施設運営権者に求める等の工夫を考えることも考えられる。 ^{*3}
技術の陳腐化	保守サービスの終了等、事業開始後当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担することが原則である。 通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合など、水道事業者等が負担することも考えられる。

*3 「一定期間」又は「一定額」をどの程度とするかは、両者で合意の上、契約で規定する。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

3. 設計・建設、その他

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担		
			水道事業者等	水道施設運営権者	
測量・調査	水道事業者等が実施した測量・調査の結果の不備		◎		水道事業者等帰責。
	上記以外の測量・調査の結果に不備があった場合や環境影響評価法又は環境評価条例に定める環境アセスメントの対象となった場合等			◎	測量・調査に関する法令上の義務は水道施設運営権者がその実施の義務を負うため、リスクも負担する。
	地中埋設物が発見された場合の撤去費用、設計変更等に伴う費用の増加	水道施設運営権者の事業実施に当たり想定される範囲のもの		◎	水道施設運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、水道施設運営権者が負担することが原則。
		文化財、不発弾等契約時に想定されない地中埋設物	△	△	文化財、不発弾等契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合は、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を考えるべきである。
設計	※共通を参照。		△	△	
施工	工事の遅延、追加工事など追加費用が発生する場合	水道事業者等の指示等によるもの	◎		水道事業者等に帰責性があるため。
		上記以外のもの		◎	上記以外は、水道施設運営権者に帰責性があるか又は第三者に帰責性があるため。
附帯事業	附帯事業の採算性の悪化、事業の不履行 (附帯事業の例) 発生土有効利用事業、発電事業、ボトル水販売事業			◎	附帯事業は、基本的には水道事業者等側で管理することができないため、水道施設運営権者が負担する。
契約解除	予定通り事業を継続することができた場合に比べ、契約解除することにより追加で発生する費用や損害が生じるリスク	水道事業者等側の事由によるもの	◎		住民の水道サービスへの需要が消滅し、事業の継続の必要性がないと認められる場合など水道事業者等側の事由による契約解除は、水道事業者等が負担する。
		水道施設運営権者側の事由によるもの		◎	水道施設運営権者の債務不履行、倒産手続の申立て、表明・保証事由や誓約事由の不遵守等水道施設運営権者帰責による場合は、水道施設運営権者が負担する。
		法令変更、料金改定の議会での否決等によるもの	◎		法令変更、料金改定の議会での否決等により、当初予定されていた業務の継続履行が困難となり、契約解除に至る場合は、基本的には水道事業者等側の事由による契約解除と同様の対応となる。

3) 水道施設運営権の存続期間

水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること（省令第17条の11第1項第2号）。

〔解説〕

一般的に水道施設運営等事業は長期間になることから、当該事業が安定的に実施される存続期間であることが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 水道施設運営権の存続期間が、水道により供給される水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであること。長期的な見通しについては、アセットマネジメント（※）の結果を踏まえたものであり、アセットマネジメントの検討期間が水道施設運営権の存続期間以上の期間であること。
- (2) 合理的に経常収支を見積もることが可能な期間となっていること。

（※）持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動（平成21年7月厚生労働省水道課「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」）

4) 水道事業者等によるモニタリング

水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者等が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること（省令第17条の11第1項第3号）。

〔解説〕

水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は、水道施設運営権者にセルフモニタリングを実施させるとともに、自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要である。また、適切なモニタリングを実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的な知見の維持に資する点にも留意する必要がある。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) モニタリングの実施体制

- ① 水道施設運営権者の業務の実施状況及び経理の状況を確認する適切な体制が確保されていること（水道事業者等によるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施する場合は、その体制を含む）。
- ② 水道施設運営権者の業務の実施状況の確認業務について、水道技術管理者又は同等以上の技能を有する者が実施し、経理の状況の確認業務について、財務に関する知識・経験を有する者により実施すること。
- ③ 事業実施期間において、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置（※）が定められていること。

（※） 研修等の実施や水道施設運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等

(2) モニタリングの確認事項

- ① 水道施設運営権者が実施する業務の実施状況を網羅的に確認できる測定指標を含む確認事項が設定されていること。なお、指標は、定量的な指標を基本とするが、定性的な表現も可能とすること。
- ② 水道施設運営権者の財務状況について、
 - ・ 公認会計士等による監査済みの財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を含む）の提出を水道施設運営権者に義務付けていること。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

- ・ 事業計画（計画財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む））の履行状況の確認方法（例えば、事業計画上の収支と実績の収支を比較し、その差異分析を実施すること等）が明確であること。
 - ・ 財務状況について確認するための経営指標が設定されていること。等
- ③ 水道の基盤の強化の進捗を確認する測定指標が設定されていること。

(3) モニタリングの実施頻度

- ① モニタリングの確認事項ごとにモニタリング結果による事業の改善が可能な頻度で具体的に定められていること。
- ② 臨時的なモニタリングについて定められていること。

〔参考1〕浜松市下水道コンセッション事業におけるモニタリング体制

浜松市下水道でのコンセッション方式による事業では、公共施設等運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、専門的知見を持つ第三者機関による第三者モニタリングで構成されている。

(1) 公共施設等運営権者によるセルフモニタリング

公共施設等運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

(2) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、公共施設等運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、公共施設等運営権者から提出された書面や会議体での報告を基にモニタリングを行う。市が必要と判断した場合は、市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者機関によるモニタリング

公共施設等運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。第三者機関はモニタリング結果を市に報告する。

(4) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市又は公共施設等運営権者の要請により、西遠協議会において当該紛争の解決方法の調整を行う。

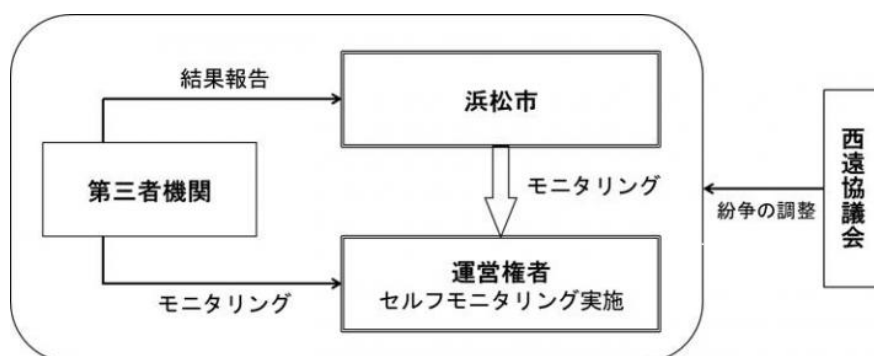


図 V-2-4 浜松市下水道コンセッション事業におけるモニタリング体制

(出典) 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 モニタリング基本計画書（平成 29 年 10 月 30 日改訂版）を基に厚生労働省作成

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

〔参考2〕測定指標の設定の考え方

水道事業ガイドライン（平成28年3月改正、公益社団法人日本水道協会）に示されている業務指標（表V-2-2）等や水道施設の運転管理に係る第三者委託事業におけるモニタリングの実施事例等（図V-2-5）を参考に事業内容に応じて、必要な指標を選定することが考えられる。基盤強化に係る指標の設定にあたっては、11)水道の基盤の強化を参照されたい。

表V-2-2 水道事業ガイドラインに基づく業務指標

区分	業務指標(Pf)	定義	単位
水質管理	平均残留塩素濃度	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	mg/L
	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	(最大カビ臭物質濃度/水質基準値)×100	%
施設管理	原水水質監視度	原水水質監視項目数	項目
	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	(給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)/100	箇所/100km ²
	配水池清掃実施率	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	%
	管路点検率	(点検した管路延長/管路延長)×100	%
	漏水率	(年間漏水量/年間配水量)×100	%
施設更新	設備点検実施率	(点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数)×100	%
	法定耐用年数超過浄水施設率	(法定耐用年数を超過している浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%
	法定耐用年数超過管路率	(法定耐用年数を超過している管路延長/管路延長)×100	%
	管路の更新率	(更新された管路延長/管路延長)×100	%
事故災害対策	浄水施設の耐震化率	(耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%
	ポンプ所の耐震化率	(耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	%
	配水池の耐震化率	(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池有効容量)×100	%
	基幹管路の耐震適合率	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	%
	重要給水施設配水管路の耐震適合率	(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管延長)×100	%
健全経営	営業収支比率	[(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)]×100	%
	総収支比率	(総収益/総費用)×100	%
	累積欠損金比率	[累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)]×100	%
	料金回収率	(供給単価/給水原価)×100	%
	流動比率	(流動資産/流動負債)×100	%
	自己資本構成比率	[(資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益)/負債・資本合計]×100	%
人材育成	固定比率	(固定資産/(資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益))×100	%
	水道技術に関する資格取得度	職員が取得している水道技術に関する資格数/全職員数	件/人
	外部研修時間	(職員が外部研修を受けた時間/受講人数)/全職員数	時間/人
	内部研修時間	(職員が内部研修を受けた時間/受講人数)/全職員数	時間/人
	技術職員率	(技術職員数/全職員数)×100	%
	水道業務平均経年数	職員の水道業務経年数/全職員数	年/人

【概要】

・石狩市水道事業では、平成20年度から浄配水場27施設の運転管理について、第三者委託を導入している。モニタリングは、毎日（業務日報）、毎月（月間業務報告書及び報告会）、年間（年間業務報告書及び報告会）、機器の故障時の報告、保守点検時の報告など、書面による連絡・報告の体制を構築している。
 ・モニタリングの評価については、独自に業務評価要領を作成し、①月間業務評価(100点満点)、②品質評価(業務内容)(100点満点)、③業務改善提案(加算点10点満点)の項目で行っており、これらの合計点から④総合評価を行っている。

平成27年度 石狩市浄水場運転管理業務委託

運転管理業務 総合評価面

評価項目	得点(又は評価)
1. 『月間業務評価』(100点満点)	84.8
2. 『品質評価(業務内容)』(100点満点)	86.4
3. 『業務改善提案』(加算点10点満点)	7
合 計(210点満点)	178.2
評価面点(合計100点満点)換算(7点満点) ^{※1}	84
4. 『総合評価面』(ランク表示)	AAA

【所見】

- 3年契約の最終年度である。旧石狩市域において、石狩市域に成水道企業団より安価に上水(浄水)の供給を受け、各給水点とも適切に管理されています。
- 7月1日頃の水量で予測された電気設備更新工事においては、夜間の電気設備試験運転中給水区域確保などの更新工事種別業務を適切に対応しました。
- 配水池用ポンプ室については、発足時の水質制御にて、受水管、配水管、配水池と配水管の腐蝕による異物を発見し応急措置を実施したことにより、発足地区への給水の影響はなかった。
- また、他施設についても耐震状況、配管の腐蝕状況等写真裏面等適切に管理しており、今後の施設更新計画で発生し得るものと見られます。
- 旧日高区、浜田地区の漏水調査の外部業務及び漏水事故などの緊急対応も適切に実施しています。
- 品質管理については、運転管理の要求水準に基づいて達成している。
- 業務改善提案については、施設運転管理向上に資する内容となっている。
- 市との連携体制のなかで、安全で安心できる水道水の供給を行っていただくことを高く評価する。

※1 評価面点は合計100点満点に換算するため、その合計値178.2に対して、小数点以下を切り捨てて算出しています。

品質評価(業務内容)の概要(抜粋)

業務区分	業務指標
(1)運営業務	責任者の常駐日数、濁度等の法定基準値以下の送水時間、施設の事故件数、事故時配水量、報告書提出状況
(2)運転管理業務	日平均水質要求水準(配水残塩、配水圧力達成率、維持管理水位(配水池水位)達成率、給水末端部での水質検査実施率、給水制限数、薬品備蓄不足率、通信管理、パイオアッセイの監視不能日数、緊急対応率、見学者対応率
(3)保全管理業務	設備点検実施率、浄水場停止事故発生件数、点検見落としによる事故件数、業務日誌報告率 等
(4)その他	教育研修実施率、労務災害発生率、資格取得推進率、薬品管理計画実施、地域活動・イベント参加件数、地元企業活用率 等

図V-2-5 第三者委託における実施事例（石狩市資料を基に厚生労働省作成）

〔参考3〕モニタリングの実施頻度の設定の考え方

モニタリングには、日々の業務実施状況を確認する日常モニタリング、定期的に月次、年次でモニタリングを行う方法がある。また、異常や問題の発生が明らかになった場合や特に時期を定めず水道事業者等が必要と判断した場合等に、現地の状況を確認する臨時（随時を含む）モニタリングがある。いずれの方法を用いるかは、個々の事業の内容等に応じて異なるが、少なくとも水道事業者等が水道施設運営等事業実施前から実施していた業務報告等と同等の水準は必要である。さらに、水道施設運営等事業においては、水道施設運営権者の財務状況についてもモニタリングする必要がある。

水道事業者等は、モニタリングの確認事項ごとに、適切な実施頻度を設定する。なお、特に事業開始時は重点的にモニタリングを実施することが必要である。

表 V-2-3 モニタリングの実施頻度と実施内容（一例）

実施頻度	実施内容
a. 日常	・水道施設運営権者の日報に基づき、業務の実施状況の確認や、異常や問題の発生の有無を確認する。
b. 月次	・運転データや水質データとともに、業務の実施状況報告や所見を確認し、業務計画に沿って業務が実施されているか等を確認する。
c. 四半期	・水道施設運営権者の四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書を含む）により、水道施設運営権者の財務状況を確認する。
d. 年次	・1年間の業務実施の総括として、まとめの報告を受け、年間の業務実施状況を総合的に評価する。 ・水道施設運営権者の財務諸表（貸借対照表、損益計算書を含む）を確認し、水道施設運営権者の財務状況を確認する。
e. 臨時	・異常や問題の発生が明らかになった場合や水道事業者等が必要と判断した場合等に、直接、現地の状況を確認する。

5) 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

災害その他非常の場合における水道事業者等及び選定事業者による水道事業等を継続するための措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること（省令第17条の11第1項第4号）。

〔解説〕

水道法第39条の2の規定により、災害その他非常の場合（※）において、水道の需要者に対して応急の給水を行うため、また、応急復旧に関して人的・物的資源の不足に備えるため、国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者（水道施設運営権者含む）は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが定められている。

水道施設運営等事業においては、水道事業者等及び水道施設運営権者が、発生が懸念される多様な危機に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

（※） 災害その他非常の場合とは、地震、風水害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故、テロ、渇水、新型インフルエンザ、情報セキュリティ等の事象を指す。

(1) 実施体制

- ① 実施体制が体制図等により明確に定められ、水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び両者の連携方法が明確に位置づけられていること。
- ② 水道施設運営権者が、応急給水又は被災した水道施設の復旧に係る業務を実施する場合、事前に定めた指揮命令系統に沿って対応するとともに、水道事業者等が事業の継続のために必要と判断した場合、水道施設運営権者は水道事業者等の指示に従い対応することとされていること。
- ③ 水道施設運営権者が、他の水道事業者等の応急給水又は被災した水道施設の復旧に係る業務を支援する場合、水道事業者等や水道施設運営権者の承認等が災害復旧現場での活動の障害にならないよう、現地派遣者が、応援先の都市において、他の水道事業者等及び水道関係団体と連携しつつ、現地の指揮命令系統に従い実施することとされていること。

(2) 業務の内容・対応手順

- ① 業務の内容及び対応手順が対策マニュアル等により具体的に定められ、かつ、水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び連携方法が具体的に定められていること。業務の内容に災害時を想定した訓練の実施等が含まれていること。
- ② 水道事業者等が、重要な意思決定や他の水道事業者等との相互応援に係る外部関係者との連絡調整を行うこととされていること。

(3) 費用分担

- ① 水道事業者等と水道施設運営権者の費用分担が明確に定められていること。
- ② 水道施設運営権者に与えられた運営の自由度の条件等に応じて、以下のとおり負担することとされていること。
 - ・ 水道施設運営権者の合理的な経営努力を以て負担することができるものは、原則として水道施設運営権者
 - ・ 被害が大規模で事業運営へ多大な影響がある等、水道施設運営権者が合理的な経営努力を行ってもなお負担しきれないと考えられるもの（水道事業者等が予め指定する保険により対応可能なものを除く）は、原則として水道事業者等

[参考] 災害時における費用分担の事例(浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)
運営事業公共施設等運営権実施契約書における記載)

■ 下水道分野(浜松市)の事例

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第54条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、下記の負担割合によるものとする。

(中略)

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(以下、省略)

6) 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者等が行う措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること（省令第17条の11第1項第5号）。

〔解説〕

水道施設運営等事業は、水道事業者等が、水道施設運営権者の業務の実施状況等に関し、平素からモニタリングを実施することにより、事業の継続が困難にならないよう事前に対処することが前提である。そして、経営難や要求水準の未達状態が継続するなどの事象が発生した場合には、水道施設運営権者に対して必要な対応を取ることを求めた上で、改善勧告等の措置を講ずることになる。なお、大災害等の予期せぬ事態が生じた場合には、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等を行うことで持続可能な事業環境を再構築することも考えられる。

それでもなお、事態が改善せず、事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等をあらかじめ定めておくことが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) 水道施設運営権者による事業の継続が困難となり、実施契約の解除や運営権の行使の停止により、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は法第24条の3に基づく他の事業者への第三者委託等により事業を継続することとなった場合に、段階を踏んで体制を構築するための以下の考え方が示されていること。

- ① 各段階（初動期、移行準備期、次期運営体制期等）の体制構築に関する基本的考え方
- ② 最低限必要となる職員数の概数
- ③ 第三者に委託する場合の委託先候補となる企業リストの作成
- ④ 引き継ぎが完了するまでの一定期間の間、水道施設運営権者による事業継続への協力を実施契約に定めていること。

(2) 一時的に運営権の行使を停止することとなった場合に、水道事業者等が、水道施設運営権者に代わり、委託先企業に指揮命令等を行える規定（運営権者が所有する資産の一時的使用と契約の一時的承継）を実施契約に定めていること（水道施設運営権者が施設の運転管理業務を外部に委託する場合に限る。）。

〔参考1〕事業継続困難時に水道事業者等が自ら直営事業を運営する場合の対応(一例)

水道施設運営権者が突然の経営破たん等により機能停止に陥った場合は、水道事業等の継続性を維持するために、一旦、水道事業者等が自ら直営で業務を実施することが考えられる。このような場合のため、以下のような各フェーズの期間、最低限必要な職員数、移行準備期を想定した体制構築方法等について事前に検討する必要がある。一例を以下に示す。

(1) 初動期(数日から1か月程度)

初動期は水道供給を止めないことが最も重要であることから、水道供給を継続する最低限の業務を維持するための体制を構築する。例えば、モニタリング等を担当してきた職員が中心となり、水道施設運営権者が委託していた業者に指揮命令を行って体制を構築することや、水道施設運営権者の従業員の協力を得ながら最低限の事業を継続することが考えられる。

(2) 移行準備期(1か月程度～2, 3年程度)

初動期の業務体制から、通常どおりの水道事業等の業務を実施するために必要な体制を構築する。初動期の体制に加え、移行期間の措置として、業務委託又は一時的な職員の採用等により運営を行うことが考えられる。

(3) 次期運営体制期

他の水道施設運営権者、他の官民連携形態、直営などの選択肢から、適切な次期運営体制を選択して構築する。

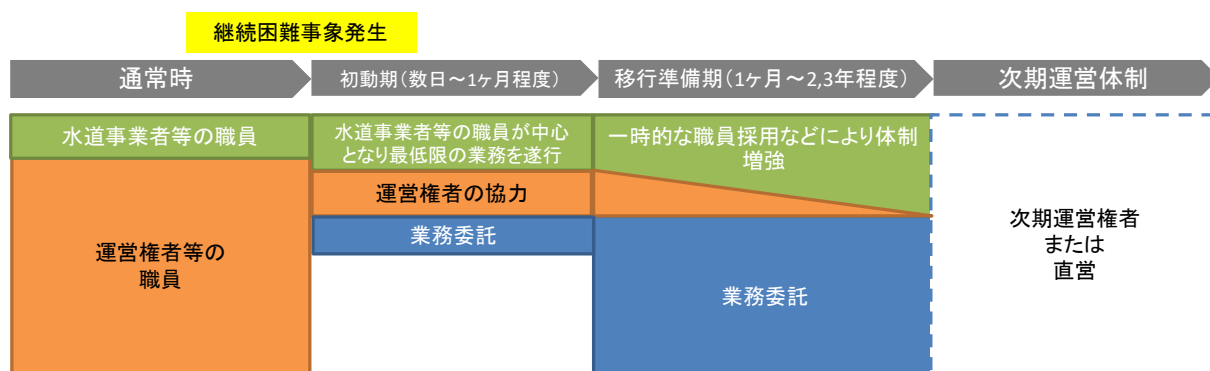


図 V-2-6 事業継続困難時の措置例(イメージ図)

〔参考2〕運営権者移行期間中の公共施設等運営権者の協力義務（下水道及び空港分野の事例）

浜松市下水道や神戸空港の事例では、運営権の行使を停止し、施設管理者が自ら業務を行う間の公共施設等運営権者の協力義務を実施契約書に定めている。

■ 下水道分野（浜松市）の事例

（運営権の行使の停止）

第60条 市は、PFI法第29条第1項に定める事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法第29条第2項に基づく聴聞を行った上で、同条第1項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

※浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
公共施設等運営権実施契約書（平成29年10月30日）p.27

■ 空港分野（神戸空港）の事例

（緊急事態等対応）

第49条（略）

2 神戸市は、前項の通知を受け取り又は自己で該当する事態の発生を認識し、緊急事態等が発生したと判断した場合には、神戸市の判断で、PFI法第29条第2項に基づく聴聞を行った上で、同条第1項に基づき、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、神戸市は、当該停止した運営権に基づく義務的事業を自ら行うことができ、また、運営権者に対して神戸市による当該義務的事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての神戸市による一時的使用、締結している契約についての神戸市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

※神戸空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書 p34

7) 水道施設運営権者の経常収支の概算

選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること（省令第17条の11第1項第6号）。

〔解説〕

選定事業者による経常収支の概算に関する計画が、確実かつ合理的なものであることが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 有収水量と水道料金収入を比較し、不合理になっていないこと。
- (2) 水の安定供給を図るためには、水道施設運営権の存続期間にわたって計画的な維持管理が必要となることから、事業期間全体に係る水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用が収支の見通しに反映されていること及びそれらの費用が適切な算出根拠に基づいて算出されたものであること。
- (3) 水道施設の維持管理及び計画的な更新には、多額の資金が必要となると考えられることから、資金調達の方法について確認し、水道施設運営権者が負債により資金調達する場合には、財務上の安全性を確保するため、負債の元利金の償還が確実に行われる見込みであること。
- (4) 水道の資産の維持に要する費用は、水道施設運営権者が、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより確保される。このため、その費用確保の実効性が担保されるよう、水道事業者等は、要求水準書等に必要な業務内容を明示したうえで、民間事業者から提案（設備投資を含む維持管理計画、資金の調達・償還方法及びその確実性）を求め、その履行義務を実施契約に定めていること。

（水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合）

水道用水供給事業は、水道事業者に水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、水道法第14条に基づく供給規程策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられる。そのため、水道法第31条において同法第24条の6第1項第2号（水道施設運営権の許可の基準として第14条の供給規程の要件に適合しなければならないものとする）を準用していない。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

一方で、水道法第 24 条の 5 第 3 項第 9 号における水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金については、給水収益の算定の基礎となることから、水道用水供給事業者についても同様に実施計画書に求めることとしている。

そこで、本許可基準に関して審査するにあたっては、水道用水供給事業において水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金について、以下の要件を満たしていることを確認する。

- (1) 総括原価を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- (2) その事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時から将来に向かっておおむね 3 年から 5 年までの期間を基準として算定されたものであること。
- (3) 利用料金は、上記の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。
- (4) 利用料金が、水利用の合理性及び水道用水供給事業の安定性を勘案して設定されたものであること。
- (5) 利用料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (6) 利用料金に区分を設定する場合にあっては、水道用水の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

8) 契約終了時の措置

水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること（省令第17条の11第1項第7号）。

〔解説〕

水道事業者等は、実施契約終了時に、再度水道施設運営等事業を実施する場合や、直営による事業実施体制に移行する場合等が考えられるが、安定的な給水の継続を確保する観点から、そのための体制等を整備しておく必要がある。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

以下の実施契約終了時の措置が適切に定められていること。

- (1) 引き継ぎ時の確認事項（業務内容、データの管理状況、対象施設固有の運転方法、施設の健全度など施設の状況、関係者（道路管理者、関係市町村等）との協議の状況 等）
- (2) 引き継ぎ方法
- (3) 引き継ぎの費用負担
- (4) 業務習熟期間の設定
- (5) 実施契約終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担方法（※）
- (6) 水道法第24条の13の規定に基づく水道施設運営権の取り消し等の通知

（※）事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担については、残存価額分を次期水道施設運営権者が負担する方法や水道事業者等が負担する方法等が考えられる。この場合、当該残存価額分の算定方法、水道施設運営権者が当該更新投資を行う場合の手続等について定めておく必要がある。

9) 水道施設運営権者の適格性

選定事業者が、水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること（省令第17条の11第1項第8号）。

〔解説〕

水道施設運営権者が、水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることが必要である。また、水道は国民の生活基盤として不可欠な公共インフラであることから、水道施設運営権者の議決権株式が、水道施設運営等事業への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわれることを防止することが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 応募企業に対する参加資格要件の内容として、対象となる事業に係る水道事業等に係る実績のほか、財務状況について、下記の事項を含めること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること
 - ② 債務超過の状態に陥っていない者であること 等
- (2) 選定事業者がその事業を着実に継続できるよう、事業の目的、株式の取扱、取締役・監査役等の選任・権限等を選定事業者の定款又は規約に定めていること。
- (3) 選定事業者による議決権株式の新規発行及び処分（譲渡、質権設定その他の担保設定）について、水道事業者等の承認を要するなどの適切な方法を取ることとしていること（※1）。
- (4) 当該事業以外の事業の不振が原因で、当該事業のサービスが低下することのないよう必要な措置を定めること（※2）。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

(※1) 多くの民間事業者による公共施設等運営事業への参画を促し、資金調達環境をより適切なものとする事で、多様な提案、効率的な経営の導入を促す見地から、水道事業者等の承認の方法以外にも、下記のような方法をとることも考えられる。

- ・ネガティブリストを作成しリストに該当しない者に新規発行及び処分する場合は、事後の届出でよいこととする。
- ・処分可能な株式の量（例：総株主の議決権の一定割合まで）に制限を設ける。

なお、資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、無議決権株式など多様な種類の株式を発行することも可能である。

(※2) PFI 事業においては、「選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずる。」こと（内閣府「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」5-4-(1)）とされており、公共施設等運営事業においては、応募企業に特別目的会社（SPC）の設立を義務づけることが一般的であることから、選定事業者が既存の事業会社となることは想定されない。

10) 利用料金

水道施設運営等事業においては、水道施設運営権者が担う業務に要する費用については、利用料金として徴収する。利用料金については、PFI 法第 17 条により、地方公共団体が、利用料金に関する事項を実施方針条例の中で、議会の議決を経て定め、適切な枠組み（上限、幅等）を規定する。水道施設運営権者は、この枠組みの中で利用料金を定めることとなる。そして、この利用料金については、厚生労働大臣が運営権の設定にあたり、適切な料金設定であることを確認した上で許可する。一方、地方公共団体である水道事業者等が担う業務に要する費用については、従来どおり、水道料金として徴収することとなる。

そのため、水道施設運営等事業においては、水道料金部分と利用料金部分の二つから構成された料金を徴収することとなる。

利用料金が、水道法に規定する以下の要件に適合すること。

1. 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
2. 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
3. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

1.については、以下の要件に適合すること（省令第 17 条の 11 第 2 項の規定により適用する省令第 12 条の 2）。

- ① 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額

ロ 事業報酬の額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

- ② 事業に係る長期的な収支の試算を作成した場合には、①イ及びハに掲げる項目の額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね 3 年後から 5 年後までの期間について算定されたものであること。

- ③ 料金は、②の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。

- ④ ②以外の場合には、料金がおおむね 3 年を通じ、財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

- ⑤ 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

〔解説〕

水道施設運営権者が収受することとなる利用料金が、水道法に規定する要件に該当することが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 水道施設運営権者が自らの収入として収受しようとする利用料金の額、利用料金の料金体系が水道法に規定する要件に適合すること。

具体的には、水道事業者等と水道施設運営権者が各々の業務範囲に応じて、総括原価方式に基づき、料金原価を算定していること。ただし、事務が複雑になるなど各々の料金に対して総括原価方式を適用することが現実的ではないと考えられる場合には、総括原価を基礎としつつ、合理的かつ明確な根拠に基づき、水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法も可能である。

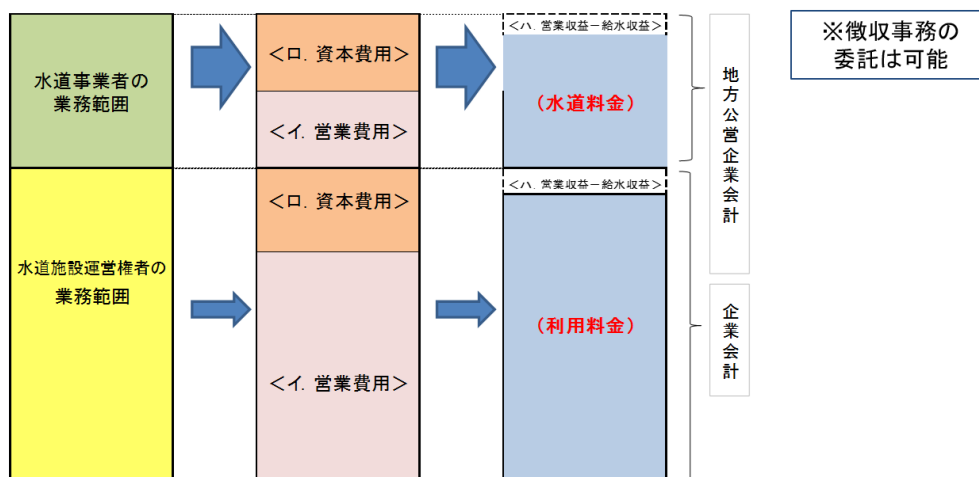


図 V-2-7 水道施設運営等事業における料金原価の算定方法

- (2) 総括原価に含まれる事業報酬の額について、合理的に説明でき、妥当な水準であること。

水道施設運営等事業における料金原価の算定方法（水道法施行規則第 12 条の 2）においては、地方公共団体が水道事業を経営する場合における「支払利息と資産維持費との合算額（水道法施行規則第 12 条第 2 号ロ）」の代わりに、支払利息や配当金等が含まれる「事業報酬」を用いることとなる。なお、水道施設運営権者は、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより、水道の資産の維持に要する費用を確保する。

事業報酬額の算定方法の一例としては、完全民営水道における事業報酬額の考え方として想定されるレートベース方式である「対象事業資産×事業報酬率」を目安とすることが考えられるが、それぞれの水道施設運営等事業の内容や水道施設運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定する。

対象事業資産と事業報酬率の定義については以下のとおりである。

○対象事業資産

(a)水道事業等で用いられている固定資産の取得価額（※1）から減価償却累計額（※1）を控除した額

（※1）期首・期末平均又は直近確定決算値

- ・有形固定資産（共用施設等、水道事業等と直接関係のない固定資産や遊休資産は除く）（※2）

（※2）建設仮勘定（建設中の施設）は有形固定資産から除く。

- ・無形固定資産（水利権、著作権等。水道事業等に直接関連する無形固定資産）

(b)運転資本（売掛債権＋棚卸資産（原材料＋仕掛品＋製品＋貯蔵品）＋その他流動資産－仕入債務－その他流動負債）（※3）

（※3）期首・期末平均又は直近確定決算値

○事業報酬率

他の公益企業で一般的に用いられている加重平均資本コスト（WACC）や経営資本営業利益率（総資本から建設仮勘定、遊休資産等の事業外資産を除く）を基本とするが、他の指標を使用することも可能であると考えられる。なお、経営資本営業利益率を用いる場合で当該事業自体が赤字である場合、事業報酬額がマイナスとなる点に留意する必要がある。

(a)加重平均資本コスト＝自己資本報酬率×自己資本比率＋他人資本報酬率×
（1－自己資本比率）

- ・自己資本報酬率：類似する公営事業（電気、ガス、水道、鉄道等）の自己資本利益率（ROE）

- ・他人資本報酬率：類似する上記公営事業における支払利息÷有利子負債
（※4）

（※4）期首・期末平均又は直近確定決算値

(3) 事業期間中の利用料金の改定について、定期的な見直し、著しい物価変動が起こった場合等の臨時的な見直しに関する考え方が定められ、合理的なものであること。

水道施設運営権者の利用料金については、地域の実情に応じた適切な期間で定期的な検証及び必要に応じた見直しを行うこと。その際、第三者を交えて実施することも差し支えない。また、著しい物価変動が起こる等の通常想定されない場合の臨時的な料金の見直しについて、必要に応じて双方から協議を申し出る機会

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

を設けることを契約書等に規定することが必要である。料金の見直しに当たっては、民間事業者の技術や運営ノウハウを活用した事業の改善意欲を持続させる観点に留意することが考えられる。

なお、水道料金の料金算定期間は、水道法施行規則第12条又は第12条の2の規定に基づき、事業に係る長期的な収支の試算を作成した場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものとされており、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領（平成27年2月改訂版）においては、「おおむね将来の3年から5年を基準とする」とされている。

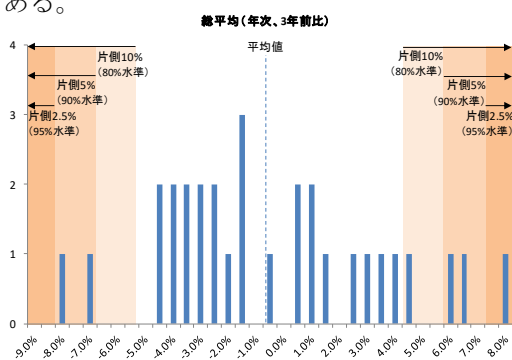
水道施設運営権者の効率化努力の及ばない一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合に料金への転嫁を可能とするための物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式の参考例を以下に示す。

< 著しい物価変動の定義（例） >

国内企業物価指数（総平均又は電力・ガス・水道）が、一定の時期・期間等における指数から一定の割合以上（※）変動した場合

※ 一定割合以上の「著しい物価変動」は地域の実情に応じて定義する必要があるが、例えば、国内企業物価指数の過去の変動率を算出し、その数値が正規分布に従っていると仮定した場合に、平均値を中心に任意の範囲の上限・下限から外れた年度において「（効率化努力の及ばない）著しい物価変動」が生じたとみなすなどの方法が考えられる。

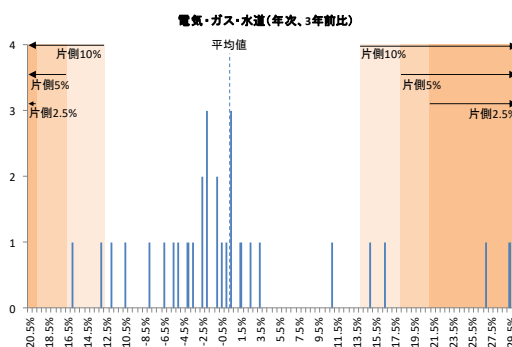
参考までに、日本銀行から公表されている企業物価指数（国内企業物価指数）の「総平均」と「電力・都市ガス・水道」を用いて、過去30年分について、各年度の「3年前比（物価指数が3年前と比較して、どれだけ増減したかを示す比率）」を算出し、当該数値の平均値を中心に80%、90%、95%の範囲を設定した場合における、物価変動の上限・下限の程度を示すと下記のとおりである。



総平均(年次、3年前比)

	下限(物価下落)	上限(物価上昇)
95%水準 ($\bar{X} + 1.96s$)	-8.52%	6.99%
90%水準 ($\bar{X} \pm 1.65s$)	-7.29%	5.76%
80%水準 ($\bar{X} \pm 1.28s$)	-5.83%	4.30%

(表中の \bar{X} は平均値、sは標準偏差を指す。以下同じ)



電気・ガス・水道(年次、3年前比)

	下限(物価下落)	上限(物価上昇)
95%水準	-20.22%	20.45%
90%水準	-17.00%	17.23%
80%水準	-13.16%	13.39%

第V編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

<物価変動による費用増減の料金への転嫁に関する計算式(例)>

- ・改定利用料金＝現行利用料金×変動指標
- ・変動指標＝ $a + b \times (\text{労務} / \text{労務} 0) + c \times (\text{動力} / \text{動力} 0) + d \times (\text{金利} / \text{金利} 0) + e \times (\text{物価} / \text{物価} 0)$

※a＝固定費(物価変動の影響を受けない費用)のコスト比率、b＝労務費のコスト比率、c＝動力費のコスト比率、d＝支払利息のコスト比率、e＝b～d以外の変動費のコスト比率、 $a + b + c + d + e = 1$ とする

※労務＝改定後の労務単価、動力＝改定後の電力料金単価、金利＝改定後の金利、物価＝改定後の国内企業物価指数(総平均)、〇〇〇は改定前の数値とする

なお、電気事業やガス事業の料金原価において急激な変動が見込まれる燃料費や原料費の占める割合は全体の約4割と高いが、上水道事業の給水原価において変動が想定される動力費と薬品費の占める割合は相対的に高くなく、それぞれ約3.5%と約0.6%である(公益社団法人日本水道協会 平成28年度水道統計より)。

- (4) 事業範囲の設定により、給水区域内の一部の区域において水道施設運営等事業が実施される場合、原則、1つの給水区域においては1つの供給規程(料金体系)が定められていること。

(水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合)

水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合、水道法第28条に基づく水道用水供給事業の経営の認可の場合と同様、本規定の対象外となる。これは、水道用水供給事業は、水道事業者が水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、水道法第14条に基づく供給規程策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられることによるものである。そのため、水道法第31条において同法第24条の6第1項第2号(水道施設運営権の許可の基準として第14条の供給規程の要件に適合しなければならないものとする)を準用していない。

なお、水道用水供給事業における利用料金については、選定事業者による「水道施設運営権者の経常収支の概算」を審査する中で確認することとしている。

11) 水道の基盤の強化

水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業等における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られること（省令第17条の11第3項）。

〔解説〕

水道施設運営等事業により、水道の基盤の強化が見込まれることが必要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

水道施設運営等事業は、当該水道事業等の基盤の強化に資する場合に実施されるべきものであるため、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を効率的かつ効果的に実施することにより、水道施設運営等事業を含む水道事業等全体における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保について、その向上が図られること。

(1) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果

存続期間終了時点での水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する目標（要求水準等）が、水道事業等全体における課題を踏まえて適切に設定されていること。

(2) 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果

水道施設運営等事業を実施することによる効果（VFM、運営権対価の活用方法等）があること。

(3) 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果

水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の人材の確保に関する目標が設定されており、水道事業等を安定的かつ持続的に運営するために必要な体制であり、技術力の継承が適切に行われる体制であること。

(4) 上記(1)～(3)の効果を示す際は、アセットマネジメントの結果に基づき、水道施設の更新に要する費用を含む水道事業等全体の収支見通しの作成が行われていること。

なお、上記目標の設定にあたっては、定量的な指標を基本とするが、水道事業等全体における課題や水道施設運営等事業の目的を明らかにした上で、定性的な表現も可能である。

〔参考1〕 基盤強化の指標設定

基盤強化における効果を示す指標設定のために、「水道事業ガイドライン（平成28年3月改正、公益社団法人日本水道協会）に基づく業務指標」（表V-2-2）や「事業統合検討の手引きー水道版バランススコアカードの活用ー（平成23年2月厚生労働省水道課）」（表V-2-4）等を参考とすることが有効である。

バランススコアカードとは、1990年代前半にアメリカで開発された企業の経営改革のための手法である。顧客、業務プロセス、財務、学習と成長という4つの視点から、企業のミッション（ビジョン）と関連付けられた日常業務の具体的戦略を可視化し、これを評価していくものである。

複数の視点から多面的に評価を実施し、各視点間の関連性や因果関係を明確にししながら、目標達成のための戦略を検討するなど、マネジメント手法としての機能も有しており、企業性の発揮によるサービスの質の向上が求められる水道事業等においては、業務評価として取組み易い手法のひとつである。

表V-2-4 バランススコアカードの例

視点	戦略目標	業績評価指標	目標値
顧客の視点	応急対策の充実	・応急対応開始時間	1.5時間→30分
	水質の向上	・自己検査の給水人口割合	75%→100%
	サービス向上	・窓口対応体制	5人→10人
	安定した供給	・漏水による緊急分水 ・漏水発生の可能性のあった年間日数	54日間/年→0 30日→0日
内部プロセスの視点	水質管理の向上	・配水水質の連続自動水質監視装置による監視 ・原水常時監視割合	0カ所→15カ所 0→45%
	維持管理の向上	・常時監視の水量割合	80%→100%
	未普及地域解消	・未普及人口2万人解消	2万人→0人
	施設更新	・経年化浄水施設率 ・経年化設備率 ・経年化管路率	12%減少 30%減少 現状維持
財務の視点	耐震化(ソフト、ハード)	・浄水施設耐震化率 ・管路の耐震化率	40%上昇 30%上昇
	資金の確保	・二重投資回避額	127億円
学習と成長の視点	維持管理費の低減化	・施設無人化による維持管理費削減額	1.2億円/年
	組織力の向上	・危機管理マニュアル策定 ・災害時体制	策定 10人→25人
	人材育成	・研修時間 ・給水量あたり職員配置	5時間増加 3.3人/千m ³ →2.1人/千m ³
	技術情報の継承	・管路台帳電子化率 ・竣工図面電子化率	0→100% 0→100%

（出典）「事業統合検討の手引きー水道版バランススコアカードの活用ー」（平成23年2月厚生労働省水道課）

〔参考2〕VFM

VFM (Value For Money) とは、一般に「支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という（内閣府「VFMに関するガイドライン」1(1)）。

独立採算型の公共施設等運営事業におけるVFMの算定については、管理者等が実施した場合の純現在価値（以下「NPV」という。）と事業者が実施した場合の純現在価値（以下「NPV'」という。）をそれぞれ以下のような考え方で算定し、 $NPV' - NPV$ がプラスであるか否かを以てVFMの有無を判断するのが望ましい（内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」8 2-2）。

NPV : 対象事業について管理者等が実施した場合に見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出（設備投資を含み、元利金の償還を含まない）の差分を、当該事業に管理者等が負っているリスクを加味した割引率で現在価値化したもの。

NPV' : 対象事業について事業者が実施した場合に見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出（同上）の差分を、当該事業に事業者が負うリスクを加味した割引率で現在価値化したもの。

また、混合型の公共施設等運営事業におけるVFMの算定については、独立採算型の場合と同様のVFMの比較を行い、これに加えてNPVとNPV'のそれぞれに想定されている管理者等による行政負担額の比較も併せて行いVFMの評価をするのが望ましい（内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」8 2-3）。

12) 運営権対価

水道事業者等は、水道施設運営権者から公共施設等を運営して利用料金を収受する権利に対する対価（運営権対価）を徴収することができ、水道施設運営権者は運営権対価を一括又は分割で支払うことができる。

〔解説〕

コンセッション方式における運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該公共施設等の運営等を行う権利であり、水道施設運営等事業における運営権対価とは、この運営権を水道施設運営権者が取得するにあたって、実施契約等に基づき、当該水道施設運営権者が水道事業者等に当該運営権の対価として支払う金額である。

運営権対価の算出にあたっては、公共施設等運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）が基本とされる（内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」7(1)2-2.）。水道施設運営等事業においては、あらかじめ条例で定められる料金の枠組みを前提として見込まれる事業収入に対して、主に水道施設運営権者の効率的な事業運営による支出の削減によって得られる利益の中から運営権対価が支払われることとなる。そして、運営権対価は水道事業会計の収入として取り扱われ、水道事業等の財政負担の軽減に寄与し、水道の基盤強化や水道料金上昇の抑制等に資することとなる。すなわち、運営権対価は、事業開始時に見込まれる民間事業者の効率的な事業運営による支出の削減等に伴う利益の一部を水道事業経営に還元させるものである。

なお、コンセッション方式は、水道事業者等が、運営権対価を受け取ることによって、水道施設運営権者に水道事業等の運営を完全に任せてしまうものではなく、水道事業者等が、実施契約等に定められた設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルに従い、あらかじめ定められた料金の枠組み（上限）の中で、民間事業者の業務内容や経営状況について監視・監督を行いながら実施するものである。

(1) 算定方法・最低対価

水道事業者等は、運営権対価を徴収することができ、運営権対価の原資は、水道施設運営権者が将来得られるであろうと見込む水道施設運営等事業の収入から当該事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したものであると想定される。

事業者選定プロセスにおける運営権対価の最低価格は、「公共施設等運営権及

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

「及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）」で示した考え方に基づき、NPV'（水道施設運営権者が実施した場合の運営権者が負うリスクを加味した純現在価値）又はNPV（水道事業者等が実施した場合の水道事業者等が負うリスクを加味した純現在価値）を設定する。その場合に、最低価格が負の値になる場合には、最低価格をゼロとすることが想定される。

また、コンセッション方式にかかる事業期間中に水道事業等に対し水道事業者等が負担する費用を運営権対価により回収することも考えられるが、その場合には最低運営権対価の設定の際に留意が必要となる。

なお、運営権対価の最低額やVFMの算定にあたり総収入および総支出を基礎とすることから、民間事業者が、それぞれの収入および支出を見積もることが可能となるよう、民間事業者に対して収入および支出に関する十分な情報開示を行うことが望ましい。

対象施設の建設に際し水道事業者等が起債している場合、運営権対価はその償還原資になることから、運営権対価を算定するための割引率について、起債条件に合わせて割引率を設定することが考えられる。

(2) 運営権対価の支払方法

運営権対価は契約時一括又は分割での支払いが考えられる。支払方法の選択にあたっては、11)水道の基盤の強化における、水道事業等の健全な経営の確保に関する効果について、運営権対価の活用方法の検討結果を踏まえた上で、各支払方法の特徴（表V-2-4）を考慮して検討することが望ましい。また、「水道事業者等の既往水道事業債の一括繰上償還の可否」「水道施設運営権者が運営権対価を一括で支払うときは、水道施設運営権者の資金調達の可否」等を検討して行う必要がある。

表 V-2-4 運営権対価の支払方法と特徴

支払方法	特徴
契約時一括払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設運営権者がファイナンスリスクを負担し、水道施設運営権者側に運営権対価の支払いに係る資金調達コストが発生する。 ・ 資金調達に伴い、金融機関等が事業に参画するため、事業の経営規律向上が期待できる。
分割払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括払いと比較して、運営権対価の支払いに伴う資金調達コストが発生しない、もしくは減少する。 ・ 一括払いと比較して、運営権対価の支払いに係る借入が発生しないため、金融機関等による経営規律の発揮が期待できない、もしくは相対的に期待できない。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

運営権対価の支払方法を分割払いとした場合には、水道施設運営権者が契約当初に大規模な資金調達が必要でなくなり、参入障壁が緩和されることにより、入札時の競争促進が期待されるが、民間資金の活用という PFI の趣旨にかんがみ、支払については一括払いを検討するべきである。仮に分割払いを採用する場合でも、一定の一括払い（当初分）を組み込むよう努めるものとする。

(3) 運営権対価の用途

水道事業者等は、運営権対価を、例えば自ら担う業務に要する費用や企業債の償還に充てることが考えられる。水道施設運営等事業を実施することで得られる運営権対価の収入は、水道事業会計の収入として取り扱われることから、水道事業者等は運営権対価を自ら担う業務に要する費用や企業債の償還等に充てることとなり、財政負担の軽減が図られることとなる。例えば、運営権対価を企業債の償還に充てた場合、将来における元金償還額の減少、支払利息の減少を通じて、財政負担が軽減される。財政負担の軽減は、水道の基盤強化や水道料金上昇の抑制等に資するものと考えられる。

なお、平成 30 年 6 月 20 日に公布された改正 PFI 法において、平成 30 年度から令和 3 年度までの間に実施方針条例を定めること等の一定の要件の下で、水道事業等に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該事業に係る旧資金運用部資金等の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする措置が講じられた。

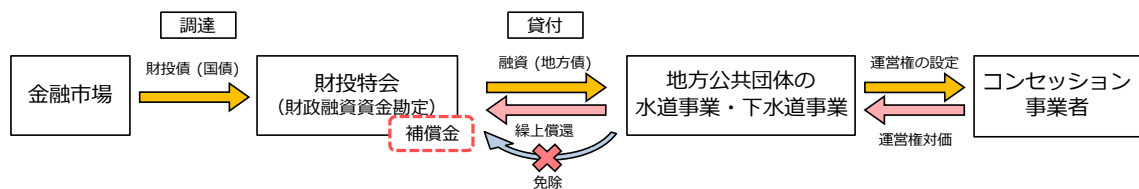


図 V-2-8 繰上償還に係る補償金免除

13) その他の検討すべき事項

(1) 情報公開

水道法第 24 条の 2 の規定に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められている。水道施設運営等事業において水道施設運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められる。

そのため、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による水道施設運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等については、水道施設運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ、特許等）を除いて、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう実施契約書に規定を盛り込むことが望ましい。

[参考] 水道法第 24 条の 2 の規定により水道の需要者に対して提供する情報（水道法施行規則第 17 条の 5）

- ・ 水質検査計画、定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- ・ 水道事業の実施体制に関する事項
- ・ 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- ・ 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- ・ 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- ・ 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- ・ 臨時の水質検査の結果
- ・ 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

(2) 契約解除

実施契約の終了には、契約期間の満了による場合の他、事業期間中における実施契約の解除による場合がある。この実施契約の解除には 1) 水道施設運営権者の帰責事由による場合、2) 水道事業者等の帰責事由による場合及び 3) 不可抗力や法令変更の場合がある。なお、実施契約の解除に伴い、当事者に損害賠償又は違約金等の支払義務が発生する場合がある。

① 水道施設運営権者の帰責事由による契約解除

契約解除の原因が PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に該当する場合、水道事業者等は公共施設等運営権を取り消すことができる。

水道事業者等は、水道施設運営権者が実施契約上の義務を履行しない場合、水道施設運営権者に対して一定の期間を定めて催告し、この期間を経過しても是正されない場合、契約を解除できる旨が実施契約に規定される（内閣府「契約に関

するガイドライン」5-1)。

水道施設運営権者の義務の履行を確保するために、水道施設運営権者の帰責事由により実施契約が解除となった場合、①水道施設運営権者が水道事業者等に対して違約金を支払うこと、支払うべき違約金の額、②違約金と損害賠償額との関係、水道事業者等の金銭債務と違約金との対等額の相殺決済の可否等について、実施契約に規定される（内閣府「契約に関するガイドライン」5-5）。

なお、選定事業の事業期間中に実施契約が解除された場合であっても、運営権を消滅させるためには、水道事業者等が公共施設等の所有権を有しなくなった場合を除き、運営権の取消し又は放棄の手続が必要である（内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」15）。

②水道事業者等の帰責事由又は公益目的による契約解除

契約解除の原因がPFI法第29条第1項第2号に該当する場合、水道事業者等は公共施設等運営権を取り消すことができる。

水道事業者等の政策変更や住民要請の変化等により、合理的な必要が生じた場合には、水道事業者等は一定期間前に実施契約を解除する旨水道施設運営権者に通知することにより、任意に実施契約を解除できる旨が実施契約に規定されることが通例である（内閣府「契約に関するガイドライン」5-1「7.任意解除」）。

PFI法第29条第1項第2号に基づく公共施設等運営権の取り消しに伴う契約解除の場合、水道事業者等は水道施設運営権者にPFI法第30条の規定に基づいた損失補償を支払う必要がある（なお、PFI法第30条において、公共施設等運営権者に対する補償は、PFI法第29条第1項第2号の規定に基づく公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は水道事業者等の責めに帰すべき事由による公共施設等運営権の消滅による場合に限ることとされている）。

また、当該補償の額については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）」に示されているとおり、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれる。

なお、水道事業者等による任意解除権は水道施設運営権者にとって予測できないリスクであり、水道事業者等がこれを行行使する場合には、水道施設運営権者から請求される損害賠償の範囲や額について慎重な考慮が必要となる（内閣府「契約に関するガイドライン」5-1「7.任意解除」）。

以上とは別に、水道施設運営権者は、水道事業者等が実施契約上の重要な義務を履行しない場合、水道事業者等に対して一定の期間を定めて催告し、この期間を経過しても是正されない場合等には、契約を解除できる旨が実施契約に規定される（内閣府「契約に関するガイドライン」5-2）。

③不可抗力等による契約解除

不可抗力により公共施設等が完全に滅失した場合等、水道事業者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する（PFI 法第 29 条第 4 項）。また、不可抗力や法令変更により選定事業の実施が困難となり、これが PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する場合、水道事業者等は公共施設等運営権を取り消すことができる。

不可抗力や法令変更の発生時には、水道事業者等による事業継続措置の必要性を検討した上で、対処が必要である。

不可抗力とは、実施契約の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものと考えられる。水道事業者等及び水道施設運営権者のいずれの責めにも帰しがたい天災等、具体的には、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生等の自然災害に属するものと、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害に属するものとに分類できる。最終的には当事者間の合意するところに委ねられる（内閣府「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」二 6 (1)、「契約に関するガイドライン」2-2-9）。

また、実施契約には、不可抗力や法令変更のように当事者に帰責性のない事由により水道施設運営権者による業務の全て又は一部の履行が不能となった場合、当事者間の協議の上、水道事業者等は契約の全部又は一部を解除することができる旨が規定される（内閣府「契約に関するガイドライン」5-3）。

④解除に伴う各種支払

運営権対価の過払い分返還について、契約解除事由に応じて実施契約上の規定を置く必要があることに留意すべきである。

〔参考〕PFI 法第 30 条（公共施設等運営権者に対する補償）

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者（以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

〔参考〕公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

1 5 運営権の取消し等（3）補償に関する留意事項

（1）PFI 法第 30 条第 1 項の規定は、通常生ずべき損失（以下「通損」という。）の補償義務を管理者等に課すものであり、算出方法については言及していないが、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれる。

(3) 守秘義務の遵守

水道事業者等は、水道施設運営権者に対して、水道施設運営権者が知り得た情報のうち公にすることが適切でないもの（例えば、個人情報や水道施設のセキュリティに関する情報）については、守秘義務を課して当該情報を適切に管理する必要がある。水道事業等における情報管理については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」（平成31年3月厚生労働省）において、幹部職員を含めた情報セキュリティ体制の構築、機密性の高い情報等の格付けと格付けに応じた取扱制限の実施（持ち出し制限等）、情報システムにアクセスする者の主体認証やアクセス制限の設定等の取組の他、こうした対策を業務の委託先にも求めることなどが水道事業者等に求められており、水道施設運営権者においても同水準の情報管理を確保する必要がある。なお、水道施設運営等事業の実施期間中においては、水道事業者等及び水道施設運営権者が、業務上知り得た秘密に属する事項を相手方以外の第三者に漏らしてはならないことが実施契約に規定される（内閣府「契約に関するガイドライン」6-7）。

(4) 知的財産の保護等

水道事業者等や水道施設運営権者それぞれが保有する知的財産は保護される必要があり、保護著作権の帰属・利用、著作権等の譲渡禁止、第三者の有する著作権の侵害防止、第三者の知的財産権等の侵害等について実施契約等に規定し、水道事業者等、水道施設運営権者及び第三者の知的財産権が侵害されないよう留意する必要がある。

(5) 消火栓

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項ただし書において、「…水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。」と規定されている。この「水道の管理者」は水道法上の水道事業者（水道施設運営権を設定する場合にあっては、地方公共団体。以下同じ。）であるが、水道施設運営権を設定する場合であっても、従来どおり「水道の管理者」は水道事業者になる。

また、水道法第24条第1項の消火栓の設置義務については、水道施設運営権を設定する場合にも、従来と同じく水道事業者にある。

したがって、水道施設運営権を設定する場合にも、地方公共団体である水道事業者が責任を持って消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に従い、消火栓を設置し、維持し、管理するものとする。

（水道施設運営等事業実施計画書に基づき、水道施設運営権者が消火栓の設置、維持、管理に何らかの形で関与する場合であっても、地方公共団体である水道事業者が最終的な責任を負うこととなる。）消火用水については、水道施設の技術

第V編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第7条（配水施設）第9項において、「消火栓の使用時においては、配水管内が正圧に保たれていること」とされており、水道施設運営権者はこれを遵守する必要がある。

また、市町村は、その区域内に公共の消防のための消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない（水道法第24条第2項）とされている。加えて、公共の消防用として使用された水の料金については、例えば失火した者等に対して、水道事業者は料金を徴収できないこととされているが（水道法第24条第3項）、水道事業者が市町村に対して消火活動に使用した水に係る費用の負担を求めることまでも禁じたものではない。このため、水道施設運営権を設定した場合は、公共の消防のための消火栓の設置及び管理に要する費用、及び公共の消防用として使用された水の料金の負担の方法について、水道事業者、市町村、水道施設運営権者の間で、予め明確にしておく必要がある。

水道事業者は、上記を適切に果たせるよう水道施設運営権者との間で必要な事項を事前に取り決めておく必要がある。

【参考】水道法第24条（消火栓）

- 第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。
- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。
 - 3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

2.1.3. 民間事業型における検討事項

民間事業型においては、民間事業者である公共施設等運営権者が水道法の認可を取得することとなり、水道法上の責任は民間事業者である公共施設等運営権者が負うこととなる。

以下の検討項目については、2.1.2 地方公共団体事業型の内容に準じて検討を行う。

- ・ 事業期間
- ・ モニタリング
- ・ 災害その他非常の場合における水道事業の存続のための措置
- ・ 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置
- ・ 公共施設等運営権者の経常収支の概算
- ・ 実施契約終了時の措置
- ・ 公共施設等運営権者の適格性
- ・ 水道の基盤の強化
- ・ 運営権対価
- ・ その他の検討すべき事項

その他、民間事業型の場合の検討事項を以下に示す。

1) 水道料金

2.1.2 地方公共団体事業型の内容に準じて検討を行う。なお、事業報酬の額については、2.1.2.10) 利用料金が参考となる。

2) その他の検討すべき事項

(1) 指定管理者制度の適用

指定管理者制度とは、地方自治法上の「公の施設」について、地方公共団体から指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度であり、この制度を適用することで、施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限を指定管理者に実施させることが可能となる。ここでいう公の施設とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条で、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されており、一般に地方公共団体が有する水道施設はその性質上、公の施設となる。

内閣府のガイドラインでは、運営権に施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限は含まれないとされていることから、コンセッション方式で公共施設等運営権者に施設の使用許可等を実施させようとする場合には、通常、指定管理者制度

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

の適用が必要である。

しかしながら、水道法では、第6条（事業の認可及び経営主体）において、水道事業の経営主体は原則として市町村とされているものの、市町村以外の者（民間事業者を含む）であっても当該市町村の同意を得たうえで厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を得れば、水道事業を經營することができると規定されており、この場合においては市町村と同様に水道法に基づいて水道事業者の権限を行使することが可能となる。

したがって、水道事業におけるコンセッション方式において、指定管理者制度を併用する必要はない。ただし、公共施設等運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与する必要があると地方公共団体が判断した場合、指定管理者制度の併用を阻むものではない。

なお、コンセッション方式そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

(2) 水利権の取り扱い

水道事業者が表流水等を水源としており、水利権を有する場合には、その取り扱いについて留意する必要がある。水利権は、河川法（昭和39年法律第167号）第23条（流水の占用の許可）の規定に基づいて事業者が取得する、河川の流水を占有するための権利であり、コンセッション方式の導入に際しては、この水利権許可申請の主体が、地方公共団体か公共施設等運営権者かについて考慮する必要がある。

流水の占有は、取水施設を設置・管理することによりなされており、水利権使用許可申請の一部である河川法第24条（土地の占有の許可）は、実際に河川区域に設置されている取水施設に対して占有の許可が与えられるものであることから、水利使用許可は取水施設の所有者である地方公共団体が申請すべきものであると考えられる。

また、河川法第26条（工作物の新築等の許可）、河川法第55条（河川保全区域における行為の制限）の規定における、工作物の新築・改築・除却に伴う許可申請や、取水量の報告など、水利使用許可に伴って生じる義務についても、水利使用の許可を受けた地方公共団体が行うべきものであると考えられる。

ただし、コンセッション方式そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、河川管理者と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

なお、(1)(2)については、関係省庁の見解を反映させて記載しているが、事業実施に当たっては関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

〔参考〕公の施設（地方自治法 第十章）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.1 コンセッション方式の導入における検討事項

〔参考〕河川法

(流水の占有の許可)

第二十三条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占有の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(権利の譲渡)

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

2.2. コンセッション方式の導入・実施手順

以下、2.2.1において地方公共団体事業型事業、2.2.2において民間事業型事業の導入・実施手順について解説する。

2.2.1. 地方公共団体事業型における導入・実施手順

コンセッション方式における事業の進め方については、第Ⅳ編に示す従来型PFIの場合と大きく異なるものではない。

ただし、各段階において、コンセッション方式特有の留意事項について検討する必要があるため、ここではコンセッション方式（地方公共団体事業型）の導入・実施手順（案）を示し、この手順に沿う形で、検討が必要な留意事項をとりまとめた。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.2 コンセッション方式の導入・実施手順

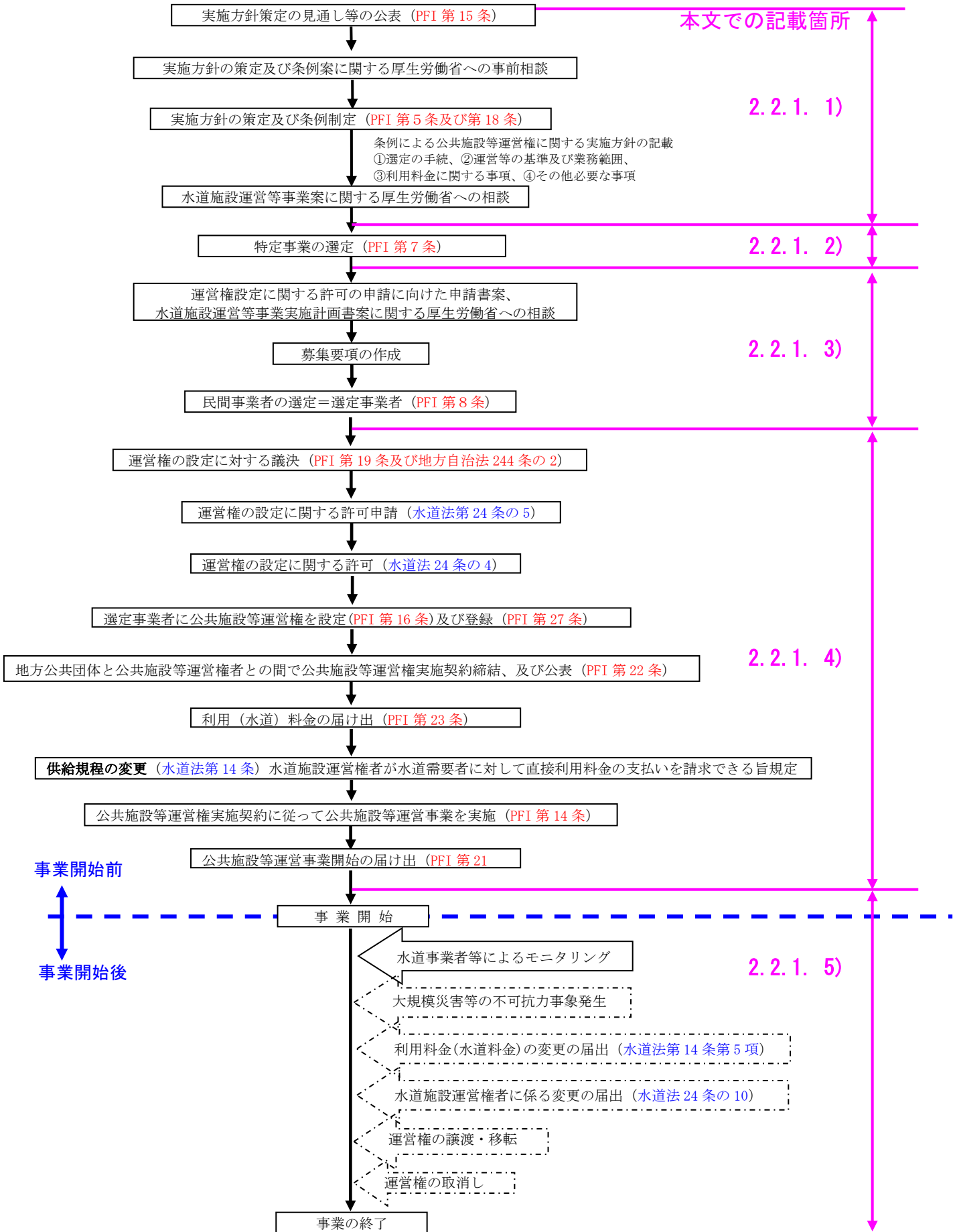


図 V-2-9 コンセッション方式（地方公共団体事業型）の導入・実施手順（案）

1) 実施方針の策定、条例の制定及び公表

1. コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）及び PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。
2. 実施方針は PFI 法第 5 条（実施方針）及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。
3. 実施方針を策定する前に、厚生労働省と当該実施方針の内容について十分に協議を行うこと。
4. 民間のノウハウや創意工夫を積極的に利用するために、競争的対話方式を活用し、実施方針や要求水準書に反映することが有効であると考えられる。
5. 水道事業者等は、水道施設運営権者による議決権株式の新規発行及び処分に条件を付す場合は、その方針を実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。

〔解説〕

1. について

コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）及び PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。

また実施方針に関する条例には、以下の事項について定める必要がある。ただし、詳細な事項については実施方針にて定めるものとし、条例はその大枠を定めるものとなる。

1. 民間事業者の選定の手続
(総合評価落札方式、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約等)
2. 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準（関係法令の順守）
3. 業務の範囲
4. 利用料金に関する事項
5. その他必要な事項

〔参考〕PFI 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者が公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）
- 五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

〔参考〕PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）

第十八条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

2. について

実施方針はPFI 法第 5 条（実施方針）及びPFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。

公共施設等運営事業における実施方針の目次（案）を以降に示す。

〔参考〕PFI 法第 5 条（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うおとすときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

〔参考〕 公共施設等運営事業における実施方針の目次（案）

.....

第1	特定事業の選定に関する事項.....
1	事業内容に関する事項
2	特定事業の選定及び公表に関する事項
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....
1	事業者の選定に係る事項（選定の手続）
2	競争参加資格に関する事項
3	事業者選定のスケジュール等
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....
1	事業契約に関する基本的な考え方
2	リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担
3	対象業務におけるサービスの水準
4	運営権対価（利用料金）
5	実施状況のモニタリング
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....
1	運営権の設定（業務内容、業務範囲）
2	公共施設の内容（名称、規模）
3	土地の使用に関する事項
4	更新投資、新規投資等
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合
3	融資団と水道局との協議
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....
1	法制上及び税制上の措置に関する事項
2	財政上及び金融上の支援に関する事項
3	その他の支援に関する事項

.....

※土地の賃貸借の考え方

- ・ 運営権には公共施設を利用する権利、権原が含まれるので、実施契約の他に、賃貸借権や使用許可は不要である。

第Ⅴ編 コンセッション導入の検討
2 コンセッション方式における検討内容
2.2 コンセッション方式の導入・実施手順

- ・ 但し、水道施設運営権者が第三者に公共施設を貸し付ける場合には権原が必要になる。権限については、貸付を実施するもの（不動産など）が地方自治法第 238 条の 4（行政財産の管理及び処分）に基づく範囲か地方自治法第 238 条の 5（普通財産の管理及び処分）に基づく範囲にあたるかで賃貸借期間に違いが生じる可能性がある。行政財産となるものについては、地方自治法第 238 条の 4 第 8 項に示すように借地借家法の適用は受けないこととなるが、普通財産となるものについては借地借家法の適用を受ける可能性もあり、賃貸借期間に制限などが発生する場合も考えられることから、これらの種別については関係省庁との協議が必要になると考える。
- ・ 上記と同様に、場内の空き地に太陽光発電設備、コンビニエンスストア、清涼飲料水の自動販売機等、水道事業等以外の副収入を得られるような施設等を設置する場合には、これら借地上の権限を含めて確認が必要になると考えられる。

〔参考〕地方自治法第 238 条の 4（行政財産の管理及び処分）

- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。)
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

3. について

水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業等の経営主体である地方公共団体が、運営権の設定に対する議決後に水道施設等運営権の設定の許可の申請を行うことになる。しかし、実施方針の内容の不備等によって、許可申請において水道法第24条の6に基づく許可基準等に合致しない場合には、手続に時間を要することになる等、事業のスムーズな実施の妨げとなる。

よって、実施方針を策定する前に、厚生労働省と当該実施方針の内容について十分に協議を行うことが必要である。

〔参考〕水道法第24条の6（許可基準）

第二十四条の六 第二十四条の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。
- 三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4. について

コンセッション方式はこれまで国内の水道事業等において導入された事例がなく、導入を検討する上では、契約に関わる事項を事前に特定し、実施に係る具体的な技術や手段をあらかじめ仕様に明記することが難しい部分も生じるものと想定される。

また要求水準書等の作成のため、多面的な観点から幅広い提案を求めるケースも想定できる。

そこで公平性を保つたうえで、民間事業者のノウハウや創意工夫を積極的に活用するために、競争的対話方式の活用が考えられる。

具体的には、地方公共団体が民間事業者（応募者）と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）し、対話終了後、提案書の提出要請を行うことである。また必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられる。

競争的対話方式の活用にあたっての留意点としては、以下の事が挙げられる。

- ・ 業務量の目安を公表すること。
- ・ 必要に応じて提案の詳細の確認を行うこと。
- ・ 対話参加者の提案を他の参加者の提案の改善に利用すること等は不適切であること。

- ・ 公平性・透明性・競争性の確保を行うため、学識経験者やコンサルタント等の活用などを実施すること。
- ・ 対話内容は秘匿を原則とするが、公平性・透明性・競争性確保の観点から必要があるものについては適切な時期に公表すること。
- ・ 契約締結後、原則として対話の内容を公表すること。

このように、民間事業者と対話や交渉を行い、その結果を実施方針の内容や要求水準書に反映することで、VFM を高めることも可能になると考えられる。

※ 競争的対話方式の実施に係る基本的な考え方

- ・ 行政刷新会議公共サービス改革分科会が平成 23 年 4 月に取りまとめた「公共サービス改革プログラム」の中では、民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件や事業内容が複雑な案件等の調達において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行うといった契約手法に関する検討の必要性が提言されている。
- ・ 本プログラムを受けて、内閣府公共サービス改革担当事務局では、平成 24 年 3 月に、対話等を活用した契約手続を実施する上での目安を示す「競争的対話方式の実施に係る基本的考え方（案）」を示している。

5. について

水道施設運営権者の議決権株式が、公共施設等運営事業への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわれることを防止することが必要である。そのため、水道事業者等は、水道施設運営権者による議決権株式の新規発行及び処分に条件を付す場合は、その方針を実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。

2) 特定事業の評価・選定、公表

- | |
|---|
| <p>1. 特定事業の評価は、VFMの有無により評価を行うのが原則であり、VFMが見込めると判断される場合は、当該事業を特定事業として選定し公表する。</p> |
|---|

〔解説〕

1. について

特定事業の評価・選定、公表については、従来型のPFI事業と同様の手順であり、第Ⅳ編に示すとおりである。

3) 民間事業者の募集、評価、選定

1. コンセッション方式による民間事業者の募集、評価、選定に際しては、従来型のPFI事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
2. コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、応募者による情報の精査が不可欠であると考えられる。
3. 民間事業者の募集については、競争性のある随意契約を用いることができる。
4. 民間事業者の公募手続等において、水道事業者等が民間事業者に対して水道施設に関する情報等を提供する際には、守秘義務を遵守させる必要がある。
5. コンセッション方式は、公共施設等について、運営及び維持管理等を行うものであり、建設を主目的としない。このようなコンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に基づき、WTOの政府調達に関する協定の適用は受けないと解せられる。
6. 水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、水道施設運営等事業を導入するにあたって、地域経済の発展に配慮した運営を評価項目として設定すること等が考えられる。
7. 民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の確実性の観点が重要である。また、民間事業者の評価、選定においては、必要に応じて、企業グループの信用力を評価項目とすることもできる。

〔解説〕

1. について

民間事業者の募集、評価、選定については、従来型のPFI事業と同様の手順であり、第IV編に示すとおりである。ただし、評価等項目については、従来型PFIが施設整備を主な目的としているのに対して、コンセッション方式では水道事業等の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、従来型のPFI事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を対象とした評価等項目を追加する必要があると考えられる。

2. について

コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、事業者選定期間中に、応募者が収益の見込額や、事業運営コスト、事業運営上のリスクを把握することを目的として実施される情報の精査（デューディリジェンス）が不可欠であると考えられる。そのため、応募者には詳細な情報を開示する必要があるが、各種図面や台帳等の開示が想定されるが、水道事業等においては、地方公共団体が自身で行ったアセットマネジメントの情報開示が重要となる。

アセットマネジメントによって、既存施設をこれまで管理してきた地方公共団体による更新・補修の頻度や周期、それに対応した収支の見通しを示すことで、応募者は自らの特徴を生かした、より質の高い提案を行うことができるものと考えられる。

また、これらの開示情報が不十分である場合、応募者は必要なコストや懸念すべきリスクを把握することが困難となり、想定できないリスクに対応する資金を確保するために運営権対価から減額した提案・応募を行うこと、あるいは応募そのものを回避する可能性があることを考慮する必要がある。

3. について

地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条の2に規定する随意契約によることができる場合については、企画競争、公募型プロポーザル等いわゆる競争性のある随意契約によることが考えられる。

競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合、総合評価一般競争入札による事業者選定を行う。この場合においては、PFI法第10条の規定に基づく技術提案制度の活用が可能である。

〔参考〕地方自治法第234条（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

〔参考〕PFI法第10条（技術提案）

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4. について

水道事業者等は、公募手続等において、民間事業者に対して水道施設に関する情報等を提供する際には、民間事業者に守秘義務を遵守させる必要があり、水道事業者等が民間事業者等に水道施設の情報等を提供する場合には、例えば、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出、情報の使用を終えた時点等における情報の返還や破棄等を条件とすることが考えられる。この他、選定過程において、民間事業者が水道事業者等から提供された情報を利用する際、発行されたIDを使用して特定の端末（部屋）でのみしか閲覧することができないこととする手法（バーチャルデータルーム（VDR））も導入事例があり、こうした取組も参考となる。

5. について

コンセッション方式は、公共施設等について、運営及び維持管理等を行うものであり、建設を主目的としない。このようなコンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に基づき、WTOの政府調達に関する協定の適用は受けないと解せられる。また、コンセッション方式については、TPP協定の政府調達章の適用対象外となっている。なお、国内の水道事業等に対する外国からの投資については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく審査付事前届出制度が設けられている。

6. について

水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、水道施設運営等事業を導入するにあたって、事業者選定における提案書において地域経済との連携方法を評価・提案項目とする等により、地域経済の発展に配慮することも考えられる。

〔参考〕浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業における優先交渉権者選定基準

第1.1 優先交渉権者選定の考え方		
(5) 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、 <u>地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。</u>		
別表1 評価項目と評価の視点及び配点（200点満点）		
評価項目	評価の視点	配点
I 施設運営方針に関する項目		
.....		
4 地域貢献（地域の活性化）		10
① <u>地元企業等との連携や協力、地域住民雇用などについて</u>	① <u>地元企業の本事業への参画や、地域住民雇用などが考慮されているか。</u>	
② <u>地域との連携や協働、地域活性化への取り組みについて</u>	② <u>多くの住民が参加し、地域活性化につながる提案となっているか。</u>	

7. について

民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の確実性の観点が必要である。そのため、民間事業者の選定プロセスにおいて、水道施設運営権者の人員の確保のための計画を確認するとともに、事業開始時まで計画どおり人員の確保が進められていることをフォローすることが重要である。

また、民間事業者の評価、選定の対象は、あくまでも応募してきた企業であるが、必要に応じて、企業グループの信用力を評価項目とすることができる。仮に、企業グループにおいて豊富なノウハウや人材を有している場合には、企業グループ間での人員派遣等を通じて、ノウハウ活用や人材確保が可能になると考えられる。また、金融機関から資金調達する場合、水道施設運営権者が前面に立つとしても、親会社等の技術力や財務能力、そして経営能力に左右されることも考えられる。したがって、企業グループにおいて、実施する事業分野の豊富な経験・知見や、事業の必要に応じ資金的援助ができるような十分な信用力があれば、金融機関からの資金調達がスムーズになり、事業運営も円滑になるものと考えられる。なお、企業グループの評価にあたっては、「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第120条第1項第7号を参考）を評価項目とすることが考えられる。

4) 契約上の事務手続（実施契約の内容）

1. 事業者選定から水道施設運営等事業の開始に至るまでに、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続を行う必要がある。
2. 民間事業者を選定した後、PFI 法第 19 条の規定に基づき、運営権の設定に関する議会の議決が必要である。
3. 地方公共団体である水道事業者等は、水道法第 24 条の 4 の規定に基づき、厚生労働大臣に水道施設運営権の設定の許可を申請する。
4. 選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、公共施設等運営権登録簿に登録する。
5. 公共施設等運営権の設定及び登録の後、地方公共団体と水道施設運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。また、水道施設運営権者は、PFI 法の規定により利用料金についてあらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。
6. 供給規程（給水契約）の作成にあたっては、次の点に留意する必要がある。
 - ・供給規程に「水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨」が明確に定められていること。
 - ・上記の「水道施設運営権者」として、特定の事業者名を記載すること。
7. 水道施設運営権者は、事業を開始した時は、PFI 法の規定により遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。また、水道法第 24 条の 9 に基づき、水道事業者等は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始について水道施設運営権者から届出を受けたときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

〔解説〕

1. について

水道施設運営等事業を行う事業者を選定してから、実際の事業の開始に至るまでには、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続を行う必要がある。必要な事務手続について、順を追って示す。

2. について

PFI 法第 19 条の規定に基づき、公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。

〔参考〕PFI 法第 19 条（公共施設等運営権の設定の時期等）

- 第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。
- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
 - 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項
 - 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3. について

地方公共団体である水道事業者等は、水道法第 24 条の 4 の規定に基づき、厚生労働大臣に水道施設運営権の設定の許可を申請する。水道施設運営権の設定の許可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。

なお、水道施設運営権は、あくまで水道法第 6 条第 2 項に基づき水道事業等の経営の認可を受けた地方公共団体である水道事業者等が設定するものであることから、同一の地方公共団体が複数の事業の経営認可を受けており、それらの複数の水道事業者等が所有する水道施設にまとめて一の公共施設等運営権を設定する場合であっても、水道事業等の経営の認可ごとに水道施設運営権の設定の許可を受ける必要がある。

〔参考〕水道法第 24 条の 4（水道施設運営権の設定の許可）

- 第二十四条の四 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。
- 2 水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。
 - 3 水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。

4. について

PFI 法第 16 条（公共施設等運営権の設定）の規定に基づき、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、PFI 法第 27 条（登録）の規定に基づき、内閣府に備える公共施設等運営権登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を行う。具体については、公共施設等運営権登録令及び公共施設等運営権登録令施行規則に準ずる。

運営権ガイドラインにおいては、「登録簿の運営等の内容には、第三者が事業内容を特定できる程度の事項を記載することが必要と考えられるが、施設の運営等の内容の変更により登録事項に変更が生じる場合においては、運営権の同一性を維持できず、新たな運営権の設定が必要な場合もあり得る」とされている。一方、水道施設運営等事業においては、水道施設を構成する多数の施設に対して運営権を設定することが想定されるが、事業開始後の状況変更に伴うダウンサイジング等による一部施設の更新等により、都度、新たに運営権を設定することは現実的ではない。そのため、登録簿の記載にあたっては、水道施設を構成する個々の施設を特定して登録するのではなく、総体としての水道施設の名称及び立地を特定しつつ、必要に応じ、運営権設定対象の水道施設を包括的に登録することも考えられる。その場合の記載例を以下に示す。

なお、登録簿の記載にあたっては、内閣府と十分に協議・調整を行うことが望ましい。

（登録簿の記載例）

1. 水道施設の全部に運営権を設定する場合

公共施設等の名称	〇〇市水道事業が所有する水道施設一式
公共施設等の立地	以下の区域に立地する水道施設一式 ●●町、●●町の一部・・・

2. 水道施設の一部に運営権を設定する場合

公共施設等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇市水道事業が所有する浄水施設一式 ・ 〇〇市水道事業が所有する配水施設一式（管路を除く）
公共施設等の立地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の区域に立地する浄水施設一式 ●●町、●●町の一部・・・ ・ 以下の区域に立地する配水施設一式（管路を除く） ●●町、●●町の一部・・・

〔参考〕PFI 法第 16 条（公共施設等運営権の設定）

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

〔参考〕PFI 法第 27 条（登録）

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分
制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等
運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

5. について

公共施設等運営権の設定及び登録の後、PFI 法第 22 条（公共施設等運営権実施契約）の規定に基づき、地方公共団体と水道施設運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。

当該実施契約には、地方公共団体が定める実施方針に加えて、水道施設運営権者が自ら示した提案書の内容を踏まえたものとする。

また、水道施設運営権者は、利用料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

〔参考〕PFI 法第 22 条（公共施設等運営権実施契約）

第二十二条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
 - 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
 - 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

〔参考〕PFI 法第 23 条（公共施設等の利用料金）

第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。

- 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

6. について

水道事業者は、給水契約に係る供給条件について、あらかじめ一方的に供給規程（普通取引約款）を定めることとされており、供給規程の変更についても広範な裁量を与えられている。水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業者と水道の需要者（住民）との既存の給水契約の内容を変更し、水道施設運営権者が住民から直接料金を収受する権利を有する旨を明示する必要があるが、これは、水道事業者が、水道施設運営権者が住民から直接料金を収受する権利を有する旨を供給規程に定めることにより、既存の住民との間の給水契約が変更されることとなる。なお、契約変更に当たり、個々の住民の同意は不要である。

また、この場合、水道施設運営権者は、水道事業者と住民との間の第三者のためにする契約（民法）における第三者に位置付けられる。民法においては、第三者の債務者に対する契約の利益を享受する意思表示を権利発生要件としているところ、水道法においては、同要件を不要とする規定（水道法第24条の8第1項）を設けている。

これらを踏まえ、供給規程（給水契約）の作成にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- ・ 供給規程に「水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨」が明確に定められていること。
- ・ 上記の「水道施設運営権者」として、特定の事業者名を記載すること。

供給規程のひな形について、水道施設運営権者による料金設定の自由度を大きくしたい場合は以下の例を参考に定めることが考えられる。他方、水道施設運営権者による料金設定の自由度を小さくしたい場合、従前と同様、供給規程に固定の料金表を定め、給水収益の総額を両者で按分することも考えられる。

- (1) 給水条例においては、地方公共団体（水道事業者）が収受する具体的な水道料金の金額及び「水道施設運営権者が収受する料金」が規定され、
- (2) 細則において、「水道施設運営権者が収受する料金」の具体的な金額が規定される。

例) 水道施設運営等事業の給水条例における料金表

種別	用途/料率	基本料金（1ヶ月につき）		超過料金一立方メートルにつき
		水量	料金	
専用	一般用	使用水量〇立法メートルまで	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額
	営業用	同	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額
	浴場営業用	同	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額
共用	一世帯（戸）につき使用水量〇立方メートルまで	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額	〇〇〇円に水道施設運営権者が収受する利用料金を加えた額

※1 〇〇〇：地方公共団体である水道事業者が収受する具体的な金額
 ※2 水道施設運営権者が収受する利用料金：供給規程の細則において具体的な金額を定める。これにより、料金の明定性は担保される。

例) 細則として規定される水道施設運営権者の料金表

種別	用途/料率	基本料金（1ヶ月につき）		超過料金一立方メートルにつき
		水量	料金	
専用	一般用	使用水量〇立法メートルまで	△△△円	△△△円
	営業用	同	△△△円	△△△円
	浴場営業用	同	△△△円	△△△円
共用	一世帯（戸）につき使用水量〇立方メートルまで		△△△円	△△△円

※1 △△△：水道施設運営権者が収受する具体的な金額

※PFI法及びガイドラインにおいて、運営権者が収受する利用料金は、実施方針に関する条例等に利用料金の基本的枠組等（上限等）を規定することが想定されている。

図 V-2-10 料金設定の記載例

7. について

水道施設運営権者が水道施設運営等事業を開始した時は、PFI 法第 21 条（公共施設等運営事業の開始の義務）の規定に基づき、遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。また、水道法第 24 条の 9 に基づき、水道事業者等は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始について水道施設運営権者から届出を受けたときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

〔参考〕PFI 法第 21 条（公共施設等運営事業の開始の義務）

- 第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。
- 3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

〔参考〕水道法第 24 条の 9（水道施設運営等事業の開始の通知）

- 第二十四条の九 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

5) 事業実施期間中の留意事項

1. 事業の実施

選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約に従って実施しなければならない。

2. 業務の引き継ぎ

水道施設運営等事業の業務開始にあたり、水道施設運営権者への業務の引き継ぎを行う必要がある。引き継ぎ時の留意事項については、2.1.2.8) 契約終了時の措置も参照されたい。

3. モニタリング

水道事業者等は、水道施設運営等事業の適正を期するために適切にモニタリングを実施する。モニタリングの結果、要求水準未達等の事態が明らかになった場合、PFI 法第 28 条に基づき、水道施設運営権者に対して業務・経理の状況に関する報告を求め、実地調査、必要な指示等を行う。

また、水道施設運営等事業においては、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められることから、水道施設運営権者の情報公開の状況についてもモニタリングを行うことも考えられる。

4. 不可抗力事象発生時の対応

大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われるが、地方公共団体と水道施設運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。

5. 変更の届出

水道施設運営権者は、水道法第 24 条の 10 に基づき、主たる事務所の所在地等に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者等及び厚生労働大臣に届け出なければならない。また、利用料金を変更しようとする時は、PFI 法及び水道法に基づく届出が必要となる。

6. 運営権の移転

水道施設運営権者が公共施設等運営権の移転を行おうとする場合は、地方公共団体の許可及び議会の議決が必要となる。また、水道法第 24 条の 11 に基づき、地方公共団体である水道事業者等は、水道施設運営権の移転の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

7. 運営権の取消し

水道事業者等は、水道施設運営権の取消し等をした時は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知する必要がある。

8. 事業終了時の措置

水道事業者等は十分な時間的余裕をもって、契約終了後の事業実施体制について検討を行い、契約終了後にも安定的な給水の継続を確保する必要がある。

〔解説〕

1. について

選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約に従って実施しなければならない。

〔参考〕PFI 法第 14 条（選定事業の実施）

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。））。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

3. について

水道事業者等は、水道施設運営等事業の適正を期するために適切にモニタリングを実施する。モニタリングの結果、要求水準未達等の事態が明らかになった場合、PFI 法第 28 条に基づき、水道施設運営権者に対して業務・経理の状況に関する報告を求め、実地調査、必要な指示等を行う。

また、水道施設運営等事業においては、水道事業等の長期的な見通しを含め、事業運営に関する情報を積極的に公開し、地域の住民の理解を得ていくことが重要であることから、水道施設運営権者の情報公開の状況についてもモニタリングを行うことも考えられる。なお、モニタリング結果の情報公開については、2.1.2.13) (1) 情報公開を参照されたい。その他、詳細については、2.1.2.4) 水道事業者等によるモニタリングも参照されたい。

〔参考〕PFI 法第 28 条（指示等）

第二十八条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4. について

大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われるが、安全な水の安定供給という水道事業等本来の目的を達成するため、地方公共団体と水道施設運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。

〔参考〕水道法第39条の2（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）

第三十九条の二 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

5. について

水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者等及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ① 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- ② 水道施設運営権者の水道事務所の所在地

また、水道施設運営等事業の開始後、実施方針条例で定めた枠組みの範囲内で水道施設運営権者が利用料金を変更する場合は、水道施設運営権者はPFI法第23条第2項に基づき、利用料金の変更について、地方公共団体である公共施設等の管理者に届け出る必要があり、地方公共団体である水道事業者等は水道法第14条第5項に基づき、利用料金を含む水道料金の変更について、厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出る必要がある。

一方、実施方針条例で定めた枠組みを超えて利用料金を変更する場合は、議会における実施方針条例改正等の手続を経て利用料金を変更する必要がある。

〔参考〕水道法第24条の10（水道施設運営権者に係る変更の届出）

第二十四条の十 水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 水道施設運営権者の水道事務所の所在地

6. について

水道事業者等は、水道施設運営権者が水道施設運営権を移転しようとする時は、PFI法第26条（処分の制限）に基づく許可及び議決（※）を行うこととなる。運営権の移転に一定の要件を課す場合は、実施方針において、運営権の移転に関する条件を予め規定する必要がある、水道サービスの受益者等関係者の利益に配慮して要件を課す必要がある。

なお、この許可をしようとする時は、水道法第24条の11に基づく水道施設運営権の移転に関する厚生労働大臣への協議が必要である。

（※）PFI法第26条第4項但書の規定により、運営権の移転について議会の議決を不要である旨を条例に規定した場合は、公共施設等の管理者等が議会の議決に代えて事後報告とすることができる。

〔参考〕PFI法第26条（処分の制限）

第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。
2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。
3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。
二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。
4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

〔参考〕水道法第24条の11（水道施設運営権の移転の協議）

第二十四条の十一 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

7. について

水道事業者等は、水道法第24条の13に基づき、水道施設運営権の取消し等をした時は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知する必要がある。

- ① PFI法第29条第1項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。
- ② 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、PFI法第29条第4項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

〔参考〕水道法第24条の13（水道施設運営権の取消し等の通知）

第二十四条の十三 地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

- 一 民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。
- 二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

〔参考〕PFI法第29条（公共施設等運営権の取消し等）

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
 - ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
 - ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
 - ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
 - ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。
- 二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

8. について

水道事業者等は、契約終了後にも安定的な給水の継続を確保するため、事前に検討方法、検討スケジュール等を整理し、契約終了後の事業実施体制の整備に向けた考え方を策定した上で、十分な時間的余裕を持って、次の事業実施方法の検討を開始し、そのための体制の整備に努める必要がある。

2.2.2. 民間事業型における導入・実施手順

民間事業型においては、公共施設等運営権者は、水道法第6条第1項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事に水道事業等の経営認可を申請し、それまで水道事業等を経営していた地方公共団体は、水道法第11条第1項の規定により廃止許可を申請する。

公共施設等運営権者による事業の経営認可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。

その他、民間事業型における事業の進め方については、地方公共団体事業型の場合と大きく異なるものではない。

民間事業型の導入・実施手順（案）を図V-2-11に示した。

第V編 コンセッション導入の検討
 2 コンセッション方式における検討内容
 2.2 コンセッション方式の導入・実施手順

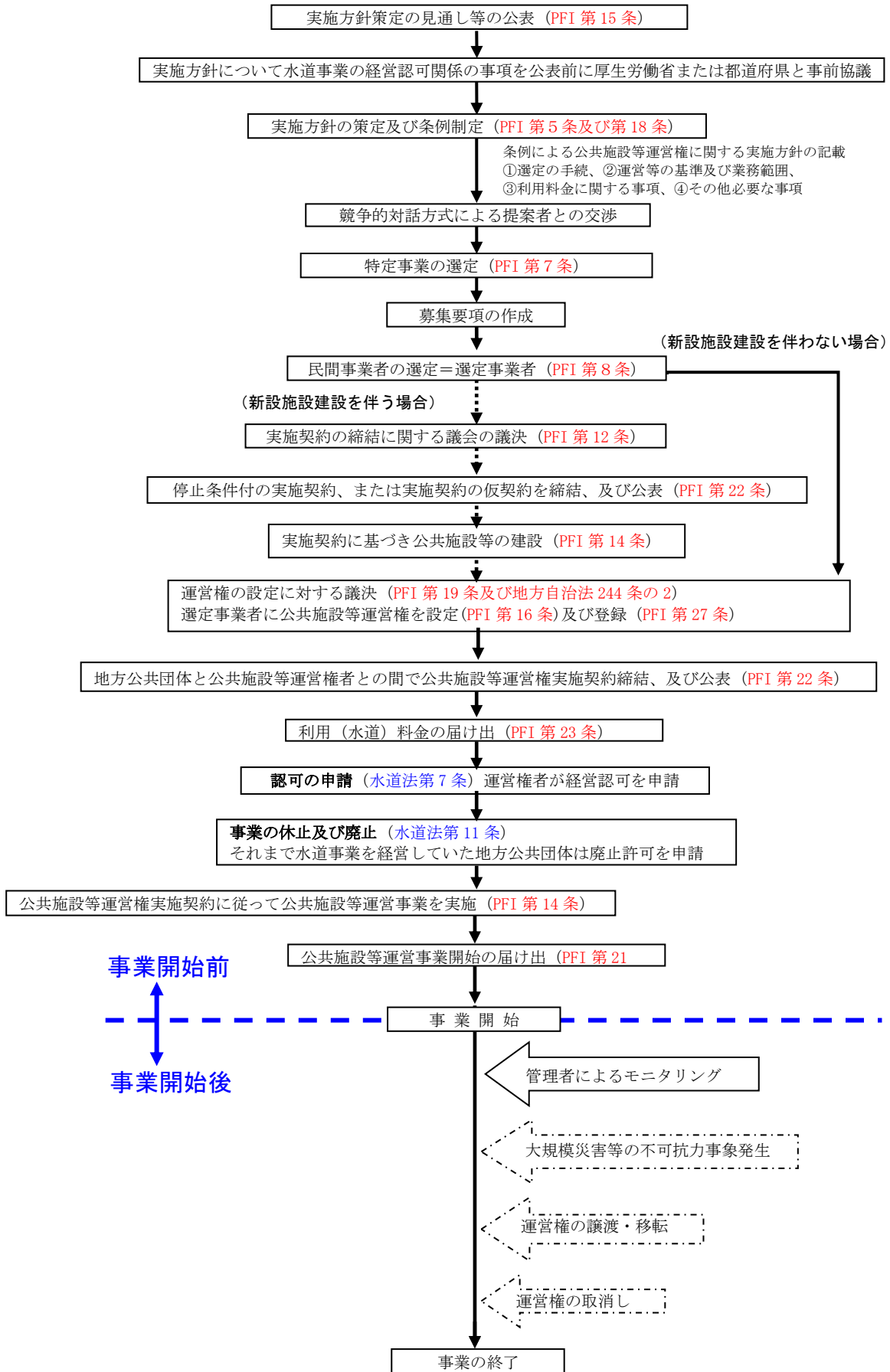


図 V-2-11 コンセッション方式（民間事業型）の導入・実施手順（案）